

第618回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和8年2月18日（水）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎3階共用会議室B

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 10名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 あゆ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 令和8年度目標増殖量について（委員会公示）

6 報告事項

（1）令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果等について

（2）涸沼におけるヤマトシジミの調査報告

7 その他

8 閉 会

漁諮問第 12 号

茨城県内水面漁場管理委員会

あゆの特別採捕について、茨城県内水面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第74号)第41条第1項の規定により、別紙のとおり許可をするにあたり、同条第9項の規定に基づき意見を求める。

令和8年2月9日

茨城県知事 大井川 和彦



別 紙

1 許可申請者

常陸大宮市塩原 2356 番地の 5

久慈川漁業協同組合

代表理事組合長 石井 修

2 許可をしようとする理由

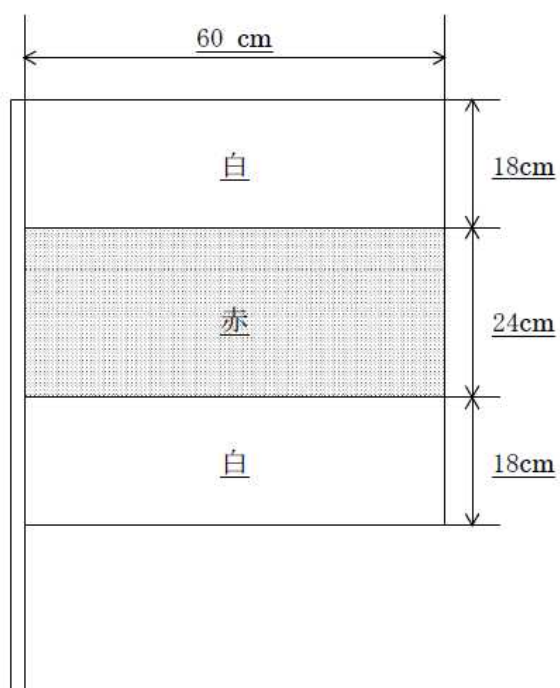
河川放流用種苗の確保のため（遡上を妨げている堰の上流域への汲み上げ放流）

3 許可をしようとする内容

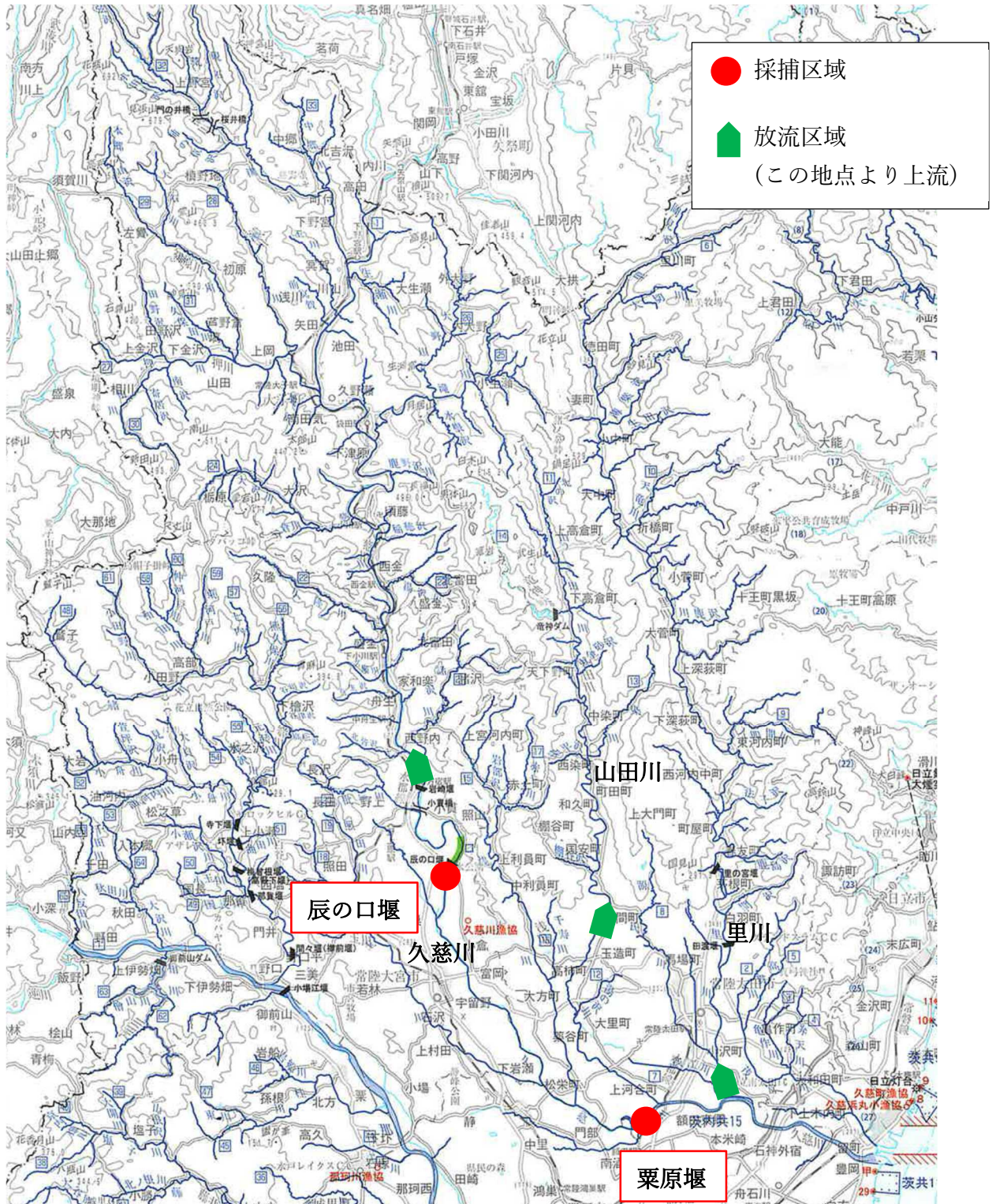
許可をしようとする者	久慈川漁業協同組合
1 適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 30 条第 1 項第 6 号（四ツ手網） ・ 第 30 条第 1 項第 7 号（投網） ・ 第 32 条第 1 項（禁止期間） ・ 第 35 条（目合制限） ・ 第 37 条第 3 項（禁止区域）
2 採捕する水産動植物の種類及び数量	あゆ稚魚 500kg 以内
3 採捕の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常陸太田市栗原堰上流端から下流 300 メートルまでの間の久慈川 ・ 常陸大宮市辰の口堰上流端から下流 300 メートルまでの間の久慈川
4 採捕の期間	令和 8 年 3 月 10 日から令和 8 年 5 月 31 日まで
5 使用漁具及び漁法	たも網 3ヶ統、投網 3ヶ統、四ツ手網 3ヶ統
6 採捕に従事する者の住所及び氏名	ほか 6 名
7 使用船舶	なし
8 許可期間	令和 8 年 3 月 10 日から令和 8 年 5 月 31 日まで
9 許可の条件	<p>(1) 採捕を行うときは、別記様式の標旗を見やすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p>(2) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。</p> <p>(3) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前記の採捕従事者証を携帯しなければならない。</p> <p>(4) 許可を受けた者は、採捕及び供給の状況を特別採捕終了後速やかに知事に報告しなければならない。</p>

	<p>ない。また、知事が中間報告を求めた場合は、これに従わなければならない。</p> <p>(5) 船舶の航行を妨げてはならない。</p> <p>(6) 採捕従事者に違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。</p> <p>(7) 採捕したあゆは当該漁業協同組合の受有する共同漁業権区域の河川に放流しなければならない。</p>
--	---

別記様式



採捕区域及び放流区域図



あゆの特別採捕許可取扱方針

(趣旨)

第1 増養殖用あゆの特別採捕に関する取扱いについては、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱い方針の定めるところによる。

(適用範囲)

第2 この方針は、利根川、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、大北川及び桜川に適用する。

(許可の基準)

第3 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対し許可する。

河川名	許可の対象者	採捕目的
利根川、涸沼（涸沼川を含む。）	茨城県内水面漁業協同組合連合会	(1) 第1順位 県内河川放流用 (2) 第2順位 県内の養殖用 (3) 第3順位 その他の増養殖種苗用
那 珂 川	那珂川漁業協同組合	県内那珂川水系の河川放流用
久 慈 川	久慈川漁業協同組合	県内久慈川水系の河川放流用
大 北 川	大北川漁業協同組合	県内大北川水系の河川放流用
桜 川	桜川漁業協同組合	県内桜川水系の河川放流用

(採捕数量)

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕数量及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況
- (4) 漁場の利用状況

(採捕区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、利根川のうち茨城県水面、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、大北川及び桜川とする。

(採捕期間)

第6 特別採捕により採捕できる期間は、3月10日から5月31日までとする。

(使用漁具)

第7 特別採捕に使用することができる漁具及びその統数は、次の表に掲げる範囲とする。

採捕区域	漁具	統数
利 根 川	張網	60ヶ統以内
涸沼（涸沼川を含む。）	張網	27ヶ統以内

那珂川	四ツ手網 さで網 たも網 ふくろ網 投網	1ヶ統以内 5ヶ統以内 2ヶ統以内 1ヶ統以内 1ヶ統以内
久慈川	たも網 投網 四ツ手網	3ヶ統以内 3ヶ統以内 3ヶ統以内
大北川	たも網 投網	3ヶ統以内 3ヶ統以内
桜川	四ツ手網 投網 さで網	2ヶ統以内 1ヶ統以内 1ヶ統以内

(採捕従事者)

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員(許可の対象者が漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち次に掲げる員数の範囲であって、かつ、規則第9条の規定に該当しない者でなければならない。

採捕区域	採捕従事者の員数
利根川	12名以内
涸沼(涸沼川を含む。)	27名以内
那珂川	10名以内
久慈川	7名以内
大北川	7名以内
桜川	5名以内

(許可の申請)

第9 特別採捕の許可を受けようとするものは、規則に定める様式による申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕区域図
- (2) 採捕及び供給計画書
- (3) 漁業協同組合連合会が申請する場合にあっては、理事会の議事録抄本及び採捕区域に漁業権を有する者(内共第14号共同漁業権漁場に係わる採捕区域にあっては、茨城県内に所在する漁業権者)の採捕同意書(写し)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(制限又は条件)

第10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付ける。

- (1) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前記の採捕従事者証を携帯しなければならない。

- (3) 許可を受けた者は、採捕及び供給の状況を特別採捕終了後速やかに知事に報告しなければならない。また、知事が中間報告を求めた場合は、これに従わなければならない。
- (4) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (5) 採捕従事者に違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

第 11 許可の対象者が那珂川、久慈川、大北川又は桜川漁業協同組合の場合は、採捕したあゆを当該漁業協同組合の受有する共同漁業権区域の河川に放流しなければならない。

(報 告)

第 12 規則第 41 条 5 項に基づく報告は、許可期間終了後 1 ヶ月以内とする。

第 13 知事が必要と認められるときは、中間報告を求めることがある。

(採捕従事者の違反に対する借置)

第 14 特別採捕に違反した者に対しては、違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外することがある。ただし、悪質な違反の場合は、次年度の採捕について、採捕従事者として認めないこともある。

付 則

- 1 この方針は、昭和 53 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 あゆ種苗の特別採捕に関する取扱方針（昭和 52 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

付 則

- 1 この方針は、昭和 58 年 1 月 29 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、昭和 59 年 2 月 8 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成 8 年 2 月 7 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成 12 年 1 月 28 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成 19 年 3 月 2 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 7 年 11 月 27 日から施行する。

内水面第5種共同漁業権の増殖義務について

令和8年2月18日
茨城県農林水産部漁政課

1 内水面漁業の特性

内水面漁業は海面漁業と異なり、

- 資源が枯渇する恐れが大きく、増殖しなければ漁業が成り立たない性格のものが多い
- 河川は公共的性格が強く、漁業者や採捕者のほかに広範な遊漁人口を抱えているなどの特性があります。このため、海面の漁業制度とは別に、内水面のための制度が定められています。

- ・内水面漁業協同組合に漁業権を免許するとともに、水産動植物の増殖義務を課す。
- ・漁業権者と遊漁者との間においては、都道府県知事の認可を必要とする内水面漁業協同組合の遊漁規則により、その調整を図る（遊漁に関する制限、遊漁料の設定等）。

2 内水面の漁業権（第5種共同漁業権）に関する規定

内水面における漁業権の免許にあたっては、増殖が必要であることが、漁業法の中に明記されています。

○漁業法（抜粋）

（内水面における第5種共同漁業権の免許）

第168条

内水面における第5種共同漁業（中略）は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条

都道府県知事は、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（中略）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3 前項の場合には、第89条第3項から第7項までの規定を準用する。

4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第1項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令に係る増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

3 その他

水産庁長官通達等により、第5種共同漁業権の増殖義務に関する指針が示されています。

○水産庁長官技術的助言（令和4年4月14日付け 4水管第57号）（抜粋）

<海区漁場計画の作成等について>

3. 共同漁業権

(7) 第五種共同漁業権について

② 法第168条でいう「増殖」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは、含まれない。

⑤ 第五種共同漁業は、漁業権者が増殖をする場合でなければ免許されず、また、漁業権者が増殖を怠った場合にはその漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意されたい。

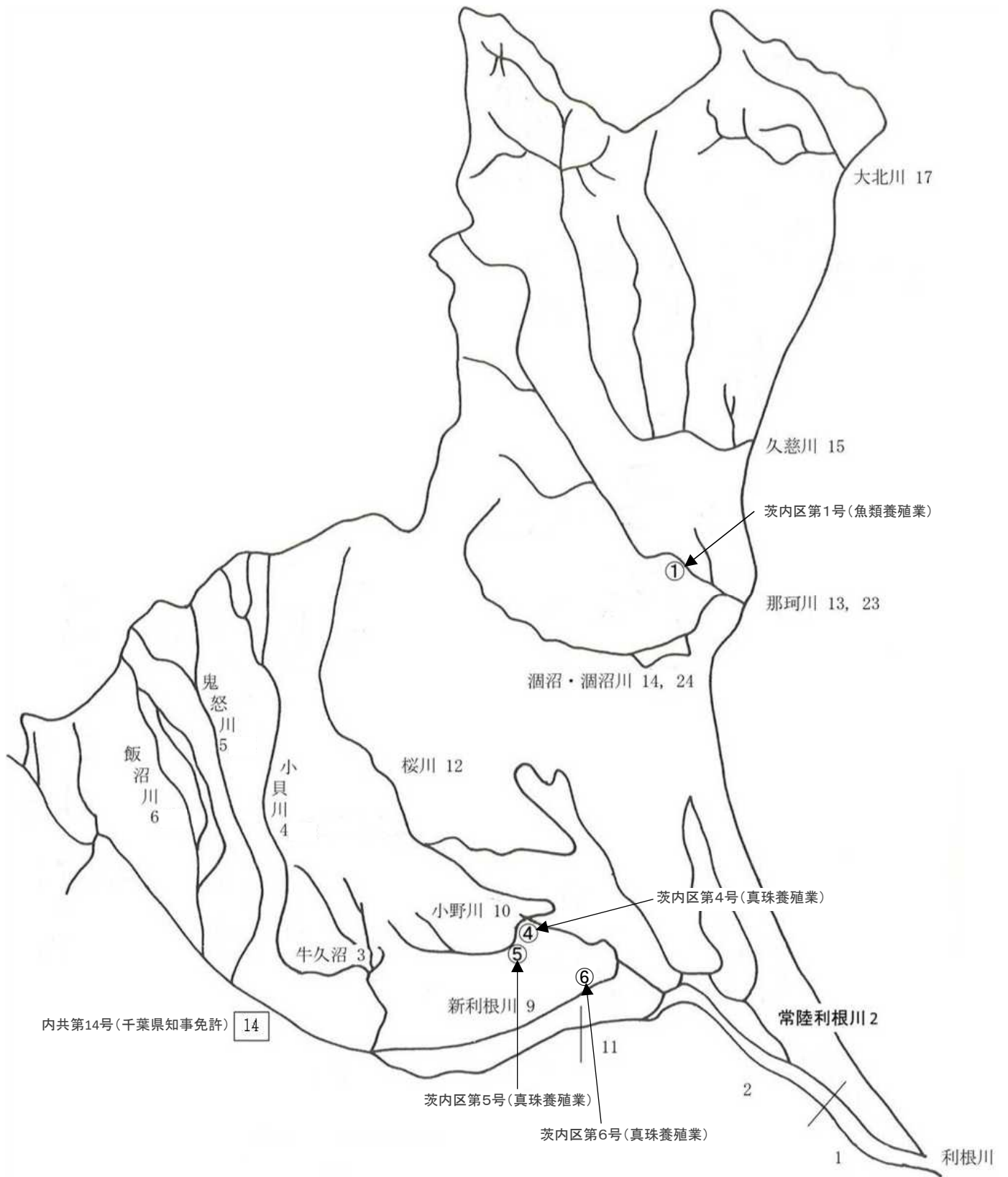
イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。

(中 略)

都道府県知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施状況等の報告を求める。

内水面共同漁業権免許現況図(令和8年2月1日現在)



内水面共同漁業権免許状況

(令和8年2月1日現在)

記号	免許番号	漁業種類	漁業権者
1	茨内共第1号	第1種共同漁業	はさき漁協
2	茨内共第2号	第5種共同漁業	常陸川漁協
3	茨内共第3号	〃	牛久沼漁協
4	茨内共第4号	〃	鬼怒小貝漁協、小貝川漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
5	茨内共第5号	〃	鬼怒小貝漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
6	茨内共第6号	〃	鬼怒小貝漁協、関東漁協
9	茨内共第9号	〃	新利根漁協
10	茨内共第10号	〃	新利根漁協
11	茨内共第11号	〃	新利根漁協
12	茨内共第12号	〃	霞ヶ浦漁協、桜川漁協
13	茨内共第13号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
14	茨内共第14号	〃	大瀬沼漁協
15	茨内共第15号	〃	久慈川漁協
17	茨内共第17号	〃	大北川漁協
23	茨内共第23号	第1種共同漁業	那珂川第一漁協、那珂川漁協
24	茨内共第24号	〃	大瀬沼漁協
①	茨内区第1号	第2種区画漁業 (魚類養殖)	(有)小平鯉金魚養殖場
④	茨内区第4号	第1種区画漁業 (真珠養殖)	戸田真珠(有)、新利根漁協
⑤	茨内区第5号	〃	清和真珠(株)、新利根漁協
⑥	茨内区第6号	〃	大湖真珠(株)、新利根漁協
14	内共第14号 (千葉県知事免許)	第5種共同漁業	新利根漁協、鬼怒利根漁協、千葉県2漁協(手賀沼漁協、印旛沼漁協)、埼玉県1漁協(埼玉県北部漁協)

内水面における第1種及び第5種共同漁業の漁場計画 概要

公示番号（茨内共）		1	23	24	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17	
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類等	第1種共同漁業			第5種共同漁業													
	漁業種類	第1種共同漁業			第5種共同漁業													
	漁業の名称	えむし			○													
		しじみ		○	○													
		かき	○		○													
		あさり	○															
		はまぐり	○															
		えび					○							○	○	○		
		こい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		うなぎ		○	○	○	○	○					○		○	○	○	○
		わかさぎ		○										○	○	○		○
		もつご		○	○	○	○											
		たなご		○														
		うぐい							○							○	○	○
		にごい							○						○	○		
		どじょう				○	○	○										
		なまず			○	○												
		あゆ							○						○	○	○	○
		おいかわ							○						○	○	○	○
ぼら															○	○		
はぜ														○	○	○	○	
かじか														○				
やまめ														○		○		
いwana																○		
もろこ			○															
さくらます														○		○		
漁業時期	1月1日から12月31日まで			1月1日から12月31日まで														
イ 漁場の位置 (代表河川名)	利根川	那珂川	湊沼 湊沼川	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	湊沼 湊沼川	久慈川	大北川		
(2) 漁業権者(漁協)	はさき	那珂川 那珂川第一	大湊沼	常陸川	牛久沼	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	鬼怒小貝 関東	新利根	新利根	新利根	桜川 霞ヶ浦	那珂川 那珂川第一	大湊沼	久慈川	大北川		
(3) 免許日	令和6年1月1日			令和6年1月1日														
(4) 存続期間	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで			令和6年1月1日から令和15年12月31日まで														

令和8年度目標増殖量について

1. 令和8年度目標増殖量公示までの流れ

(1) 第5種共同漁業権に関する調査（令和7年12月2日～令和8年1月9日）

漁業権者である各漁業協同組合に対し、令和7年度の放流、産卵場造成等の実績、及び令和8年度の放流等の計画を照会。

(2) 目標増殖量に係る協議会開催（令和8年1月27日、29日）

内水面漁場管理委員会が各漁業協同組合から以下の内容を直接聞き取り。

- ① 令和7年度の放流、産卵場造成等の実績について
令和7年度目標増殖量（公示数量）から増減した理由等
- ② 令和8年度の放流、産卵場造成等の計画について
前年度からの変更理由等

(3) 令和8年度目標増殖量に関する内水面漁場管理委員会で審議（令和8年2月18日）

上記結果を踏まえ、委員会事務局が令和8年度目標増殖量（公示案）を作成。
内水面漁場管理委員会で公示案について審議。

(4) 令和8年度目標増殖量の公示（令和8年3月（予定））

令和8年度第5種共同漁業権魚種に係る目標増殖量を茨城県報で公示。

2. 目標増殖量協議会での意見聴取結果

免許番号	漁業権者 (漁協名)	内 容	
		放流事業	産卵場等造成事業
茨内共 第2号	常 陸 川	7実績：ふな増 【理由】遊漁券収入が増加したため 8計画：前年度と同じ	
茨内共 第3号	牛 久 沼	7実績：ふな・うなぎ増 【理由】補助金を活用したため 8計画：前年度と同じ	7実績：産卵場造成（おだ） （もつご） 8計画：前年度と同じ
茨内共 第4号	小 貝 川 鬼怒小貝 関 東 鬼怒利根	<小貝川漁協> 4号 7実績：公示数量どおり 8計画：ふな減 【理由】予算縮小のため	<小貝川漁協> 4号 7実績：産卵場造成（しゅろ網） （ふな、なまず、もつご） 8計画：前年度と同じ
茨内共 第5号	鬼怒小貝 関 東 鬼怒利根	<鬼怒小貝漁協> 4・5・6号 7実績：公示数量どおり 8計画：ふな増 【理由】予算増のため	<鬼怒小貝漁協> 5号 7実績：河床耕耘 （うぐい、あゆ、おいかわ） 8計画：前年度と同じ
茨内共 第6号	鬼怒小貝 関 東	<関東漁協> 4・5・6号 7実績：公示数量どおり 8計画：前年度と同じ <鬼怒利根漁協> 4・5号 7実績：公示数量どおり 8計画：前年度と同じ	

免許番号	漁業権者 (漁協名)	内 容	
		放流事業	産卵場等造成事業
茨内共 第9号	新 利 根	7実績：公示数量どおり 8計画：前年度と同じ	7実績：おだ・真珠棚の設置 (ふな) 8計画：なし
茨内共 第10号			
茨内共 第11号			
茨内共 第12号	霞ヶ浦 桜 川	<霞ヶ浦漁協> 7実績：公示数量どおり 8計画：前年度と同じ <桜川漁協> 7実績：わかさぎ未実施 【理由】種苗入手不可 8計画：前年度と同じ	<桜川漁協> 7実績：河床耕耘 (おいかわ) 8計画：前年度と同じ
茨内共 第13号	那珂川 第 一 那珂川	<那珂川第一漁協> 7実績：わかさぎ未実施 【理由】種苗入手不可 8計画：うなぎ増 【理由】さけの予算を変更 <那珂川漁協> 7実績：あゆ増 【理由】予算内で最大限確保 8計画：前年度と同じ	<那珂川第一漁協> 7実績：産卵場造成(おだ) (えび、ぼら、はぜ) 3月実施予定 8計画：前年度と同じ <那珂川漁協> 7実績：河床耕耘 (うぐい、あゆ、おいかわ) 7実績：産卵場造成(きんらん設置) (こい、ふな) 7実績：えび未実施 【理由】湯水等のため 8計画：前年度と同じ(えびを除く)

免許番号	漁業権者 (漁協名)	内 容	
		放流事業	産卵場等造成事業
茨内共 第14号	大 瀬 沼	7実績：公示数量どおり 8計画：前年度と同じ	7実績：河床耕耘 (うぐい、あゆ、おいかわ) 8計画：前年度と同じ
茨内共 第15号	久 慈 川	7実績：あゆ増 【理由】 予算増 7実績：うぐい減 【理由】 種苗単価上昇のため 8計画：うぐい減 【理由】 7実績に合わせる	7実績：河床耕耘 (あゆ) 7実績：(おいかわ・いわな) 未実施 【理由】 渇水等で時期があわず 7実績：産卵場造成 (うぐい) 8計画：前年度と同じ
茨内共 第17号	大 北 川	7実績：ふな減 【理由】 種苗単価上昇のため 7実績：わかさぎ未実施 【理由】 種苗入手不可 7実績：やまめ増 【理由】 遊漁者が増加したため予 算増 8計画：ふな減 【理由】 7実績に合わせる	7実績：河床耕耘未実施 (あゆ) 【理由】 河川工事のため 8計画：前年度と同じ

※ こいの放流については、コイヘルペスウイルス (KHV) 病のまん延防止のため、県から各漁協に対し、引き続き自粛要請中。

令和7年度放流実績並びに令和8年度放流計画

資料No. 2-3

漁協名 (主な河川)	年度	公表	こい		ふな		うなぎ		わかさぎ		たなご		もろこ		えび		うぐい		にこい		どじょう		なまず		あゆ		おいかわ		ぼら		もつこ		はぜ				
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
			(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(万尾)	(千円)	(千尾)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)			
茨内共第2号 (常陸利根川)	7	公示			500																																
		実績			1,000																																
	8	計画			500																																
茨内共第3号 (牛久沼)	7	公示			200		30																														
		実績			350	330	45	200																													
	8	計画			200		30																														
茨内共第4号 (小貝川)	7	公示			200		10																														
		実績			200		189	10	55																												
	8	計画			150		10																														
		公示			30		20																														
	7	実績			30	29	20	88																													
		8	計画			50		20																													
	7	公示			80		8																														
		実績			80	76	8	35																													
	8	計画			80		8																														
		公示			50		10																														
	7	実績			50		10																														
		8	計画			50		10																													
4号	7	公示			360		48																														
		実績			360		48																														
	8	計画			330		48																														
茨内共第5号 (鬼怒川)	7	公示			50		30																														
		実績			50	47	30	133																													
	8	計画			100		30																														
		公示			80		8																														
	7	実績			80	76	8	35																													
		8	計画			80		8																													
7	公示			50		10																															
	実績			50		10																															
8	計画			50		10																															
	7	公示			180		48																														
実績				180		48																															
8	計画			230		48																															

・「-」は漁業権対象外魚種

令和7年度放流実績並びに令和8年度放流計画

漁協名 (主な河川)	年度	こい		ふな		うなぎ		わかさぎ		たなご		もろこ		えび		うぐい		にこい		どじょう		なまず		あゆ		おいかわ		ほら		もつこ		はぜ	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
		(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(万粒)	(千円)	(千尾)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)	(kg)	(千円)
茨内共第6号 (飯沼川・仁連川)	鬼怒小貝関	7	公示			20				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		実績			20	19			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東6号	8	計画			50				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7	公示			40		4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	7	実績			40	37	4	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		8	計画			40		4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	茨内共第9号 (新利根川)	根	7	公示			400		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			実績			400	377			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		8	計画			400		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	茨内共第10号 (小野川)	根	7	公示			100		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			実績			100	95			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		8	計画			100		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨内共第11号 (利根川)	根	7	公示			100		10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		実績			100	95	10	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8	計画			100		10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨内共第12号 (桜川)	ケ	7	計画			200		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		実績			200	189			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浦桜	8	計画			200		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7	公示			160		-	-	200		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	川	7	実績			160	148			0		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		8	計画			160				200		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1号	7	公示			360		-	-	200		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7	実績			360		-	-	0		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	8	計画			360		-	-	200		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7	実績			360		-	-	0		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

令和7年度放流実績並びに令和8年度放流計画

漁協名 (主な河川)	年 度	こい		ふな		うなぎ		わかさぎ		えび		うぐい		にこい		あゆ		おいかわ		ぼら		はげ		かじか		やまめ稚魚		やまめ成魚		さくらます		いわな稚魚		いわな成魚						
		数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (万粒)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (千尾)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (千尾)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)							
茨内共第13号 (那珂川)	7	公示			50		100		300		産卵場等																			50	-	-	-	-						
		実績			50	47	100	441	(300)		(産卵場等)																			50	-	-	-	-						
		計画			50		200		300		産卵場等																			50	-	-	-	-						
	7	公示			45 産卵場等		50				産卵場等		産卵場等				250 産卵場等			産卵場等											1		5		50	-	-	-		
		実績			45 産卵場等	43	50	221			産卵場等		産卵場等				370 産卵場等	1,352		産卵場等											1	104	5	75		50	150	-	-	-
		計画			45 産卵場等		50				産卵場等		産卵場等				250 産卵場等			産卵場等										1		5		50	-	-	-			
	7	公示			95 産卵場等		150		300		産卵場等		産卵場等				250 産卵場等			産卵場等	産卵場等	産卵場等	産卵場等								1		5		100	-	-	-		
		実績			95 産卵場等		150		(300)		(産卵場等)		産卵場等				370 産卵場等			産卵場等	(産卵場等)	(産卵場等)	(産卵場等)								1		5		100	-	-	-		
		計画			95 産卵場等		250		300		産卵場等		産卵場等				250 産卵場等			産卵場等	産卵場等	産卵場等	産卵場等								1		5		100	-	-	-		
	7	公示			100		100					産卵場等		-	-		産卵場等			産卵場等																				
		実績			100	95	100	441				産卵場等		-	-		産卵場等			産卵場等																				
		計画			100		100					産卵場等		-	-		産卵場等			産卵場等																				
7	公示			340		100		-	-	-	-	300 産卵場等			-	-	2,000 産卵場等			産卵場等	-	-							40	800		100		産卵場等						
	実績			340	321	100	441	-	-	-	-	280 産卵場等	539		-	-	2,420 産卵場等	7,987			-	-					40	601	800	1,320	100	300								
	計画			340		100		-	-	-	-	280 産卵場等			-	-	2,000 産卵場等			産卵場等	-	-					40	800		100		産卵場等								
7	公示			300		5		100		-	-				-	-	250 産卵場等			-	-								750		-	-								
	実績			250	207	5	22	(100)		-	-				-	-	250	1,022			-	-						780	1,416		-	-								
	計画			250		5		100		-	-				-	-	250 産卵場等			-	-							750		-	-									

・「-」は漁業権対象外魚種

放流以外の保護・増殖状況

免許番号	漁協名	令和7年度実績				令和8年度計画			
		対象魚種	内容	箇所数	河川名・場所	対象魚種	内容	箇所数	河川名・場所
茨内共第3号	牛久沼	もつご	産卵場造成(おだ)	1	牛久沼	もつご	産卵場造成(おだ)	1	牛久沼
茨内共第4・5・6号	小貝川	ふな、もつご、なまず	産卵場造成(しゅろ網)	1	旧小貝川つくばみらい市青木地先	ふな、もつご、なまず	産卵場造成(しゅろ網)	1	旧小貝川つくばみらい市青木地先
	鬼怒小貝	おいかわ	ポンプによる河床耕耘	2	鬼怒川女方地先	おいかわ	ポンプによる河床耕耘	3	鬼怒川女方地先
		あゆ	ポンプによる河床耕耘	3	鬼怒川女方地先	あゆ	重機等による河床耕耘	1	鬼怒川女方地先
		うぐい	ポンプによる河床耕耘	2	鬼怒川女方地先	うぐい	ポンプによる河床耕耘	2	鬼怒川女方地先
茨内共第12号	桜川	おいかわ	重機による河床耕耘	1	桜川栗原地先	おいかわ	重機による河床耕耘	1	桜川栗原地先
茨内共第13号	那珂川第一	えび、ぼら、はぜ等	産卵場造成(おだ) (3月実施予定)	1	那珂川	えび、ぼら、はぜ等	産卵場造成(おだ)	1	那珂川
	那珂川	うぐい、おいかわ	ポンプによる河床耕耘	2	緒川野口地先	うぐい、おいかわ	ポンプによる河床耕耘	2	緒川野口地先
		あゆ	ポンプによる河床耕耘	2	那珂川、緒川常陸大宮市、城里町	あゆ	ポンプによる河床耕耘	2	那珂川、緒川常陸大宮市、城里町
		こい、ふな	産卵場造成	1	那珂川大桂大橋地先	こい、ふな	産卵場造成	1	那珂川大桂大橋地先
茨内共第14号	大湍沼	うぐい、おいかわ	ポンプによる河床耕耘	1	湍沼川、笠間市	うぐい、おいかわ	ポンプによる河床耕耘	1	湍沼川、笠間市
		あゆ	ポンプによる河床耕耘	1	湍沼川、笠間市	あゆ	ポンプによる河床耕耘	1	湍沼川、笠間市
茨内共第15号	久慈川	あゆ	重機による河床耕耘	1	久慈川辰ノ口地先	あゆ	重機・ポンプによる河床耕耘	1	久慈川辰ノ口地先～下岩瀬地先
		うぐい	産卵場造成	1	黒沢地区(八溝川)	うぐい	産卵場造成	1	黒沢地区(八溝川)
						おいかわ	ポンプによる河床耕耘	1	
						いwana	産卵場造成	1	
茨内共第17号	大北川					あゆ	産卵場造成	1	花園川

その他の取組事例

漁協名	令和7年度実績
常陸川	<ul style="list-style-type: none"> ・うなぎの種苗放流(30kg) ・しじみの人工産卵及び稚貝放流
新利根	<ul style="list-style-type: none"> ・新利根川、小野川にて、たなご、えび等の増殖のため、おだ、真珠棚の設置 (100基)
桜川	<ul style="list-style-type: none"> ・重機等による河床耕うん(あゆ) 桜川栗原地先
那珂川第一	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸河川国道事務所で行っている「那珂川汽水域水質・貝類生息環境調査(ヤマトシジミ生息環境調査)」に協力 ・しじみ放流 ・しじみの自主保護区 ①水戸市小泉町地先右岸 ※毎年8/1～8/3(午前7時～正午)解禁 ②ひたちなか市美田多町地先左岸
那珂川	<ul style="list-style-type: none"> あゆ等資源保護のため、10/1・10・20・30、11/10の各日午前6時から翌日午前6時まで、全域禁漁日を実施
大湊沼	<ul style="list-style-type: none"> しじみの増殖のため、しじみの種苗生産を行い、約1,224万粒の稚貝を放流

* 第5種共同漁業権魚種以外のものも含む

公 告 (案)

(内水面漁場管理委員会)

◎令和8年度目標増殖量公示

令和8年度第5種共同漁業権魚種に係る目標増殖量については、次のとおりとする。

令和8年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 八 角 直 道

放流事業・産卵場等造成事業

免許番号	対 象 漁 業 権 者 (漁協同組合)	目 標 増 殖 量																	
		え び (k g)	ふ な (k g)	う な ぎ (k g)	わかさぎ (万粒)	もつご (k g)	たなご (千尾)	うぐい (k g)	なます (k g)	あ ゆ (k g)	おいかわ (k g)	ぼ ら (k g)	は ぜ (k g)	かじか (千尾)	や ま め		いわな (千尾)	さくらます (k g)	
															稚 魚 (千尾)	成 魚 (k g)			
茨第内共第2号	常陸川		500																
茨第内共第3号	牛久沼		200	30		産卵場等													
茨第内共第4号	小貝川		150 産卵場等	10		産卵場等			産卵場等										
	鬼怒小貝		50	20															
	関東		80	8															
	鬼怒利根		50	10															
	小計		330 産卵場等	48		産卵場等			産卵場等										
茨第内共第5号	鬼怒小貝		100	30				産卵場等		300 産卵場等	産卵場等								
	関東		80	8															
	鬼怒利根		50	10															
	小計		230	48				産卵場等		300 産卵場等	産卵場等								
茨第内共第6号	鬼怒小貝		50																
	関東		40	4															
	小計		90	4															
茨第内共第9号	新利根		400																
茨第内共第10号	新利根		100																
茨第内共第11号	新利根		100	10															
茨第内共第12号	桜川		160		200						産卵場等								
	霞ヶ浦		200																
	小計		360		200						産卵場等								
茨第内共第13号	那珂川第一	産卵場等	50	200	300							産卵場等	産卵場等						50
	那珂川		45 産卵場等	50				産卵場等		250 産卵場等	産卵場等			1	5				50
	小計	産卵場等	95 産卵場等	250	300			産卵場等		250 産卵場等	産卵場等	産卵場等	産卵場等	1	5				100
茨第内共第14号	大湊沼		100	100				産卵場等		産卵場等	産卵場等								
茨第内共第15号	久慈川		340	100				280 産卵場等		2,000 産卵場等	産卵場等					40	800	産卵場等	100
茨第内共第17号	大北川		250	5	100					250 産卵場等							750		

(注) 1 こいについては、コイヘルペスウイルス (KHV) 病のまん延防止のため、当分の間放流を見合わせることにし、目標増殖量は定めない。

2 やまめ稚魚放流数量は、産卵直前の親魚を放流する方式に置き換えることが出来る。

**令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会
東日本ブロック協議会の結果について**

令和8年2月18日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

- 1 開催日・場所 令和7年10月28日（火）
京成ホテルミラマーレ（千葉市中央区）

2 議事及び議決結果

議 事	結 果
(1) 令和8年度提案項目（案）について	
ア 第1回漁場管理対策検討会結果について	承認
イ 提案項目（案）に係るアンケート調査結果について	承認
ウ 提案項目（案）の検討及び追加提案項目について	
（ア）東京都内水面漁場管理委員会	①修正案のとおり提出 ②修正案のとおり提出 ③一部修正案を取下げ提出
（イ）千葉県内水面漁場管理委員会	修正案のとおり提出
(2) ブロック内照会・協議事項について	ナガエツルノゲイトウ対策 について関係都県から回答
(3) 次回東日本ブロック協議会開催県について （令和8年度開催県：岩手県）	承認
(4) その他	なし

（参考）提案書作成の年間スケジュール

R7. 8. 29	第1回漁場管理対策 検討会	全内漁管連の役員会内に設置された検討会において、中央提案素案を作成。
R7. 9～10	各都道府県の委員会	中央提案に対する意見を各都道府県委員会で審議。 （本県は、9/24開催第616回委員会で審議済）
R7. 10～11	各ブロック協議会 （東日本・中日本・西日本）	各都道府県委員会からの意見を踏まえ、ブロック毎に意見を決定。
R8. 3. 13	第2回漁場管理対策 検討会及び役員会	各ブロックからの意見を踏まえ、提案書（案）を作成し、通常総会へ議案として提出。
R8. 5	令和8年度通常総会	議案として上程された提案書（案）を審議し、議決。
R8. 6～7	令和8年度提案行動	決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施。

令和7年度第1回漁場管理対策検討会 結果

1. 日 時：令和7年8月29日（木）13:30～15:20

2. 場 所：都道府県会館 4階 407会議室

3. 出席者：来賓：水産庁治岸・遊漁室 中村室長
荒川座長ほか委員6名、事務局8名（名簿のとおり）

4. 議事及び結果

1 令和8年度提案項目取りまとめスケジュールについて（資料1）

原案通り承認

2 令和8年度提案項目について（資料2-1、2-2）

○資料2-1「提案項目作成にあたっての考え方（案）」

福留会長及び鹿児島県事務局から意見

- ・提案行動日は省庁の人事異動発令日（7/1）を避けるべき
- ・提案書の項目、内容を分かりやすく簡潔かつ明確にすることの検討の必要性（項目数の検討、重点項目とその他の項目の書きぶりの工夫など）

<座長まとめ>

資料2-1については、原案どおりとする。

ただし各県及び幹事県への依頼にあたっては、「上記鹿児島県の意見（項目の削減や説明の明確化）を踏まえ、各ブロック協議会で議論いただき幹事県で取りまとめの上、事務局（長崎県）へ提出するよう」依頼。

○資料2-2（事務局素案はR7提案を基本：時点修正、表現の一部変更
（文言短縮）のみ）

① 国回答の中で、誤変換箇所4箇所を要修正（事務局）

② 三重県、鹿児島県、東京都から表現の変更等の提案（別紙）：

<座長まとめ>

資料2-2については、原案（誤変換箇所修正）を各県及びブロック幹事県に送付する。
なお各県及び幹事県への依頼にあたっては、本日鹿児島県ほか委員の皆様から出された上記②のご意見を参考に、項目の削除や説明の明瞭化、また文章の簡潔化、項目の追加も含めて各ブロック協議会で十分協議するよう以下を依頼。

① ブロック協議会として決定を得たうえで、幹事県から文書として事務局（長崎県）に結果をお返しいただく。

② 各県から各ブロック協議会への提案に当たっては修正や追加を行う項目について、その文案と提出先省庁を具体的に示すこと。

③ 項目の削除、追加についてはその理由を具体的に示すこと。

3 提案項目に係るアンケート調査について（資料3）

原案（誤記修正）を配布（外来魚の表記への追加等は専門家に確認）

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 東京都

大項目	I 外来魚対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	「ニジマス」と「科学的な知見の収集を」の追加 「啓発の強化についても」の削除
削除又は変更理由	外来種に対する社会的認知度が高まる中、漁業法第127条に定められた「増殖義務」に基づき、漁業協同組合が従来から実施してきたニジマス（産業管理外来種）の義務放流（増殖事業）に対しても、環境保護の観点から疑問の声が高まっています。「ニジマス」を加えるとともに、外来種として生態系への影響が指摘されていますが、ニジマスは在来種でもあるヤマメ（アマゴ）と比べて釣られやすく、釣り場においては在来種の保護にも一定の役割を果たしていると考えられます。今後も増殖事業が継続でき、放流後の正しい管理が行えるように、科学的な知見を収集していただきたい。また、社会的に漁業協同組合によるニジマスの放流に対し、一定の理解が得られるよう省庁にも対策を講じるよう提案をお願いいたします。 「啓発の強化」については、どちら向きなのか曖昧なため削除願います。
表現を変更する場合の文案	【重点】 (略) 加えて、ミシシippアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、 <u>ニジマス</u> 、 <u>レイクトラウト</u> や <u>ブラウントラウト</u> など産業管理外来種に関する情報発信や 啓発の強化についても <u>科学的な知見の収集</u> を行うこと。
協議会結果	質問：神奈川県 ニジマスは産業管理外来種に指定されているのか。 回答：水産庁 平成27年3月に指定された。 修正案で提出

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 東京都

大項目	Ⅱ 鳥類による食害対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	3 の文末に、河川構造物に対する提案を追加する。
削除又は変更理由	大きな河川では、取水用の堰など河川横断構造物によってアユなどの魚類が滞留しやすく、カワウ・サギの餌場やねぐらとなる場合があります。しかし堰はその役割が終わったものも多く構造物の撤去や、巣を作ったり長時間とどまったりできない構造とすることが食害防止の観点から重要です。また、コンクリート護岸が施された河川では河川林がなく、治水のために直線的に改修された単調な河川では魚類が身を隠す場所がありません。これにより、魚類がカワウ等から逃れにくくなっています。農林水産省や環境省のみならず、一級河川の管理者である国土交通省にも積極的に提案を行い、各省庁が連携して総合的な対策を講じる必要があると考えます。
表現を変更する場合の文案	3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。 <u>また、食害防止の観点から、役割の終えた河川横断構造物等は撤去や、カワウ・サギ類が採餌しにくい構造へ改修すること。</u>
協議会結果	修正案で提出

令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 東京都

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
削除又は表現の変更が必要な項目	<p>1 「日陰を作る河畔林の保全や」追加 6 「また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水については、実態を調査し、必要な対策を講じること。」追加 8 「水温等のモニタリング強化を図り、」追加</p>
削除又は変更理由	<p>濁水と並んで、河川でも高水温が発生しています。生態系への影響では、魚類の分布に変化がおき、冷水を好む在来種（例：アユ、イワナなど）が減少し、温水に強い外来種が増加。繁殖・成長への影響では、高水温が、養殖業においては、産卵や稚魚の生育に悪影響を及ぼしている。また、餌となる、水生昆虫の分布の変化は、標高の高い場所へ移動する傾向が報告されています。（トビケラ類の分布が 30 年間で平均 49m 上昇@河川水温の時空的変動とそれが河川生態系に与える影響）。</p> <p>ダムから流出する濁水対策を行うとともに、採石場や鉱山などの開発行為も濁水発生に関与しています。これらの事業を監督する経済産業省は、鉱物資源の合理的な開発を優先するあまり、雨天時には、保水力を失った斜面から濁水が発生し、大量に河川へ流入する事例が見られます。開発事業者による濁水防止措置は十分に徹底されておらず、実効性に課題があります。また、漁業者を含む河川利用者が意見を述べる機会や、開発の影響について議論する場が設けられていないのが現状です。</p> <p>日本沿岸では、1964 年から 1/2 国庫補助により都道府県による沖合・沿岸定線観測体制が整備され、水温等の変化をモニタリングできる仕組みがあるため、漁業との関係についても多くの研究事例があります。さらにデータ同化により、各予測モデルの精度向上にもつなげられています。現在一部の河川でも水温や水質、流量などの観測は行われていますが、防災面での利用に限られていることが多い。支流と本流、上流と下流における連続的に捉えるためモニタリング箇所を増やし、全国を網羅するデータベースの整備を進め、気候変動と内水面漁業との関連について研究の加速を図るべきであると考えています。</p>

<p>表現を変更する場合の文案</p>	<p>1 略) 魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育成場、<u>日陰を作る河畔林の保全や捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくこと。</u></p> <p>6 略) ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。<u>また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水については、実態を調査し必要な対策を講じること。</u></p> <p>8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、<u>水温等のモニタリング強化を図り、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。</u></p>
<p>協議会結果</p>	<p>意見：神奈川県 1 について、河畔林の機能は日陰を作るだけではないので、限定的な表現は適切ではないと考える。</p> <p>回答：東京都 神奈川の意見に賛成し、修正案を取下げた。</p> <p>6、8 については修正案で提出</p>

令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 千葉県

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
削除又は表現の変更が必要な項目	項目 3
削除又は変更理由	<p>環境負荷が大きいと指摘されている殺虫剤やプラスチック被覆された徐放性肥料や除草剤は、内水面ならず海面も含め水生生物にとって大きな影響を及ぼす懸念があり、早急な対策が必要な状況にある。</p> <p>しかしながら、令和 6 年度の国の対応状況は実態調査に留まっており、対応策に関しては JA など農業団体の現場対応任せとなっており、事の重要性、逼迫性が感じられない。</p> <p>このことから、国の主体ある対応を求める必要があると考え、要請文の修文を提案するものである。</p>
表現を変更する場合の文案	<p>水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被覆された徐放性肥料並びに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である 3 月から 6 月に濁水とともに公共水面に流出している。</p> <p>国は水生生物への影響を的確に調査し、その結果を分かりやすい形で広く国民に情報提供すること。そして、国が主体となって啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。</p>
協議会結果	修正案で提出

東日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について

都道府県名 茨城県

照会先	東日本ブロック協議会内 都道県
照会・協議事項	異常繁茂したナガエツルノゲイトウについて、どのように対応しているか。駆除方法等について、教えていただきたい。
照会・協議理由	茨城県内の一部河川において、ナガエツルノゲイトウが異常繁茂しており、有効な駆除方法がなく、対応に苦慮しているため。

※照会にあたっては、照会の背景、自県の状況を記入のうえご回答ください。

ナガエツルノゲイトウ対策に係る照会結果

① ナガエツルノゲイトウの分布があると回答した都道府県

4件

福島県、茨城県、千葉県、東京都

② ナガエツルノゲイトウによる漁業被害の状況

都道府県名	漁業被害の内容
茨城県	令和5年の台風発生時、吹き寄せられた浮草塊により、小型定置網支柱が倒壊した。
千葉県	外来魚の駆除を行う際、ナガエツルノゲイトウが繁茂しているエリアが駆除活動の邪魔になるため、漁業生産活動（駆除）の妨げとなっている。

③ ナガエツルノゲイトウの駆除事例

主な実施団体 又は事業名	実施場所	駆除方法及び効果	課題あるいは問題点
国、茨城県及び流域 市町村等 ※水産部局は不参加	新利根川	人力による駆除	人力なので時間と手間 がかかるうえ、またす ぐに増えてしまう状況
東京都環境局 (防除効果検証委託)	荒川	人力で抜き取り 遮光シート 根を焼く	効果検証中

④ ナガエツルノゲイトウの駆除方法について（自由記載）

都道府県名	意見
千葉県	千葉県庁の関係機関（環境生活部、農林水産部、県土整備部、中央博物館（学識））による「ナガエツルノゲイトウ等対策庁内連絡会議」を設置し、河川、湖沼、農業水路、水田等の広域に繁茂するナガエツルノゲイトウについて、関係者の情報共有を図り、連携して対策にあたっています。 また、別添の配布資料にあるとおり、スマートフォンアプリ「バイオーム」を活用し、県民参加型の分布調査を実施し、情報を収集するとともに普及啓発を実施しています。（参考資料1） これらの情報については、県自然保護課のホームページで公開しています。 https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/seibutsu/gairaishu/nagaenoboujyo.html
東京都	東京都ナガエツルノゲイトウ防除の手引き https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/-ver-1-00
神奈川県	本県では、農政関係部署においてナガエツルノゲイトウへの対応を行っており、早期発見、防除を周知するチラシを作成・配付しています。（参考資料2）

参考資料 1

ポタンウキクサ

ナガエツルノゲイトウ

みんなでつくろう！

ミスヒマワリ

ちば 外来水生植物 マップ



オオフサモ

ブラジルチドメグサ

オオバナミズキンバイ

開催期間 2025.7.1(火) >>> 11.14(金)

参加方法
アプリをダウンロード



千葉県のコレコレアプリ
Biome (バイオーム)
バイオーム



オオカワヂシャ

メインミッション

千葉県内で外来水生植物を
3種探して撮影&投稿せよ！

対象種は7種

(ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、
オオバナミズキンバイ、ポタンウキクサ、
ミスヒマワリ、ブラジルチドメグサ、
オオカワヂシャ)

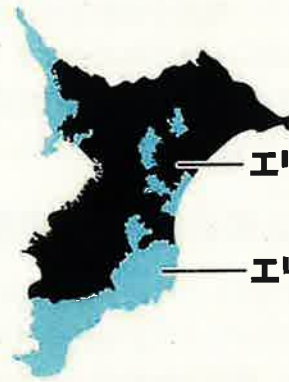
エクストラミッション

現状を正しく知って防除に役立つ！

エリアAでナガエツルノゲイトウを
3回撮影&投稿せよ！

早期発見で防除にとっても役立つ！！

エリアBでナガエツルノゲイトウを
1回撮影&投稿せよ！



—— **エリアA** 昨年夏に発見記録あり

—— **エリアB** 昨年夏に発見記録なし



みんなで学んで、探そう！ 千葉県の外来の水生植物

ナガエツルノゲイトウなどの海外から持ち込まれた「外来水生植物」は、千葉県内の河川や湖沼を中心とした広い範囲に拡大しつつあります。

これらの植物は繁殖力や再生力が非常に強く、生態系の破壊や農林水産業への被害など、深刻な影響が出ています。こうした被害を減らすためにも、正しい知識を持ち、現状を把握して防除に取り組むことが重要です。

くわしくはこちら！

千葉県生物多様性センター 公式ウェブサイト

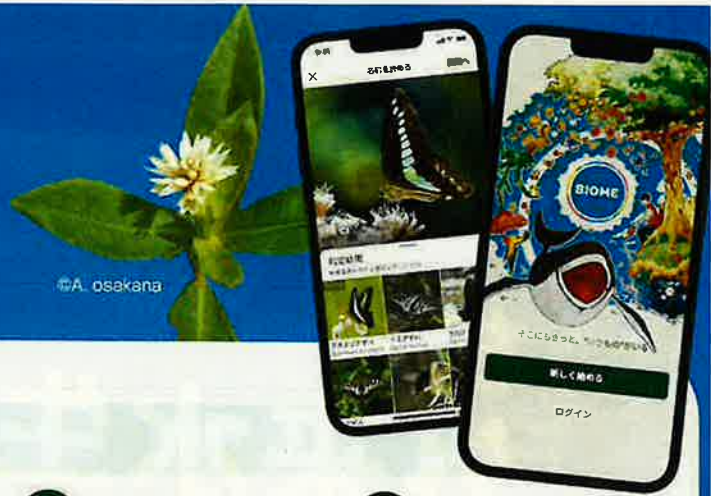


そして、これらの植物が「どこに生えているのか」という情報は、大変重要です。なるべくたくさんの方が、広い範囲を監視することで、多くの情報を得ることが防除に役立ちます。

必要なものは、今お持ちのスマートフォン。

外来の水生植物を見つけたら Biome で投稿して、情報を集めましょう！

いきものコレクションアプリ バイオーム



アプリの使い方

1 投稿スタート!



投稿は
このボタンから!

2 名前を調べる



名前判定を
スタート!

検索して名前を
決めることもできます

3 名前を決定



名前がわかったら
この種で決定!

4 投稿しよう



投稿して、いきものを
ゲットです!

- アプリは広告なし、無料で利用できます。
- 利用にはユーザー登録が必要です。別途通信費はお客様負担となります。
- 投稿できる写真はいきものだけです(図鑑の写真等も投稿できません)。
- 投稿データは本センターの生物多様性の取り組みに活用いたします。
- 乱獲防止および生物保護の観点から、希少種や絶滅危惧種の位置情報は強制的に非公開になります。

アプリ使用上のお願い(注意事項)

- 本件に関して発生した問題や事故等については一切責任を負えません。
- 歩きスマホやながらスマホは危険ですのでやめましょう。
- 調査にあたり、事故やケガに十分ご注意ください。水辺では特に安全の確保にご留意ください。

アプリに関するお問い合わせ

ご意見やご感想、気になる点などがありましたらアプリ内の「ご意見箱」
または「app-support@biome.co.jp」にご連絡ください。

主催・問い合わせ先

千葉県環境生活部 自然保護課 生物多様性センター
〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2 千葉県立中央博物館内
TEL. 043-265-3601 メールアドレス: webmaster@bdcchiba.jp



千葉県生物多様性センター

「ナガエツルノゲイトウ」に警戒を！

南米原産の多年生雑草で、相模川水系におけるほとんどの市町の水田で侵入を確認しています。定着すると根絶が困難で水稲に被害をもたらすため、早期発見・防除が重要です。



水田で発生が確認されている市町

1 特徴と見分け方

再生力大！

茎・根の断片から再生し、増殖する

※国内の侵入系統は種子をつけない

侵略力大！

水陸両生で乾燥に強く、畦畔や農道、畑地にも侵入する

拡散力大！

主に用水を通じて拡散し、水田へ侵入する



「外来生物早期発見ツール」
農林水産省ウェブサイト

葉

節から一対に葉がでる



2.5-5cm

葉の先端がやや尖っている

茎

茎はなめらかでざらつかない



茎の中心は空洞
(ストロー状)

花

球状花の直径
約1~1.5cm

長めの花軸
(約1~4cm)

花軸は葉の脇から伸びる

よく似た雑草

水辺ではマット状に広がる



アメリカタカサブロウ



イボクサ



ツルノゲイトウ

疑わしい雑草は、**その場から動かさず**に、最寄りの農協または普及指導部までご連絡ください。

2

耕種的防除

ナガエツルノゲイトウは、主に用水を通じて水田内に侵入・拡散します。

① 侵入させない

- 発生している地域では、**水口にネット**等を設置し、侵入を防止

水口にネット

② 繁茂させない

- 本田の秋耕では、**除草剤で枯死させた後に耕うん**
- 畦畔等では、**機械除草は避け**、除草剤による防除

③ 流出させない

- 機械に付着した**断片が拡散しない作業手順**、機械洗浄の徹底
- 水尻にネット**等を設置し、断片の流出を防止（特に**代かき後田植前の落水時**）

水尻にネット

抜き取ったナガエツルノゲイトウを水田に放置しない。
断片から再生します

ナガエツルノゲイトウは特定外来生物に指定。外来生物法により栽培、保管、運搬、譲渡、放出、植栽等が禁止。適切な手続きをとらずに生きた個体を保管・運搬等すると法律違反となりますので、注意してください。

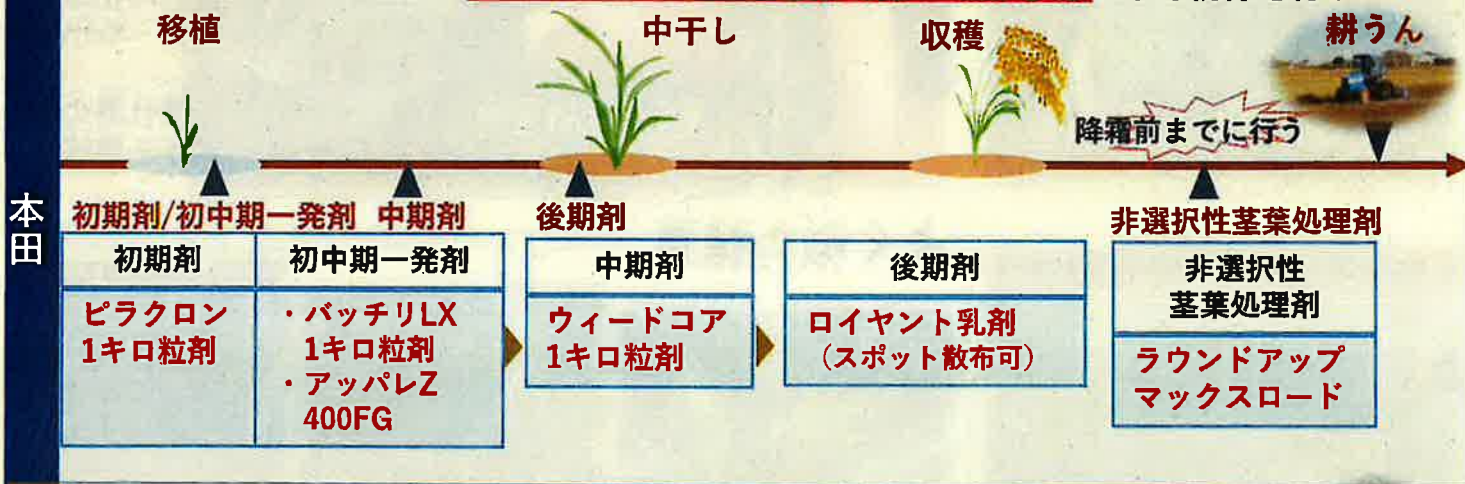
3

農薬を使った防除

農薬成分「ピラクロニル」、「フロルピラウキシフェンベンジル」はナガエツルノゲイトウの防除に有効

体系処理（初期剤／初中期一発剤→中・後期剤）による防除を行う

まん延ほ場では、収穫後に水田刈跡に登録のある非選択性茎葉処理剤による防除を行う



数cmの断片からも容易に再生するため、機械除草（刈払機）ではなく、**ロイヤント乳剤又は水田畦畔に登録のある非選択性茎葉処理剤による防除を行う**

数cm

※ 農薬は必ずラベルの表示に従って使用すること

※ 令和6年3月25日現在、移植水稻、水田作物（水田刈跡）及び水田作物（水田畦畔）に登録がある除草剤

本資料に係る試験は、農林水産省委託プロジェクト研究「農業被害をもたらす侵略的外来種の管理技術の開発」JPJ0079666の補助を受けて実施した。

令和8年2月18日
内水面漁場管理委員会

涸沼におけるヤマトシジミの調査報告

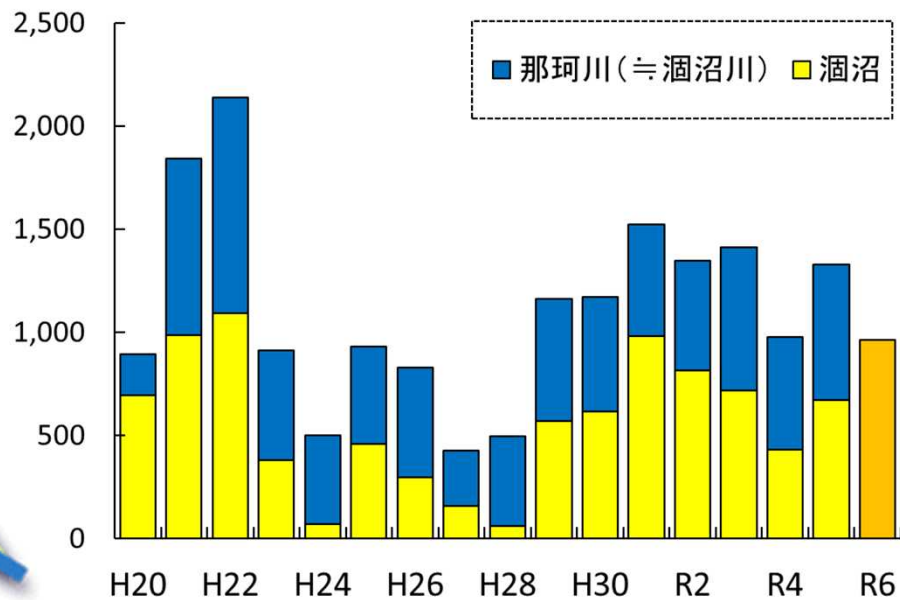
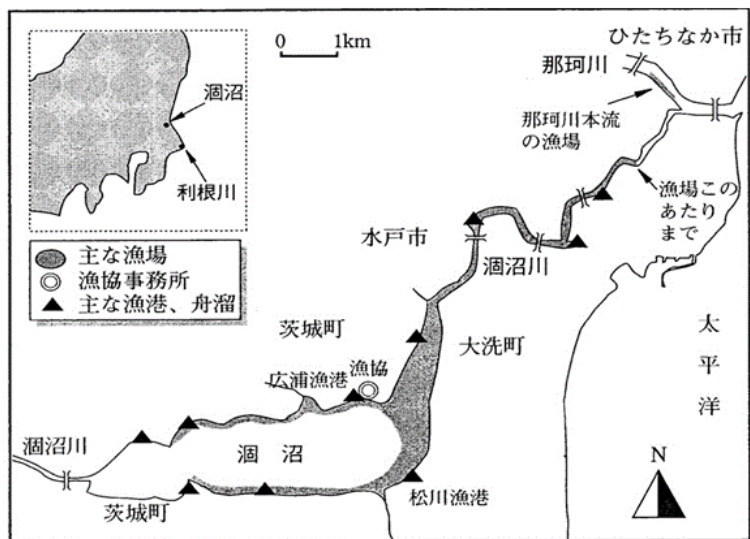
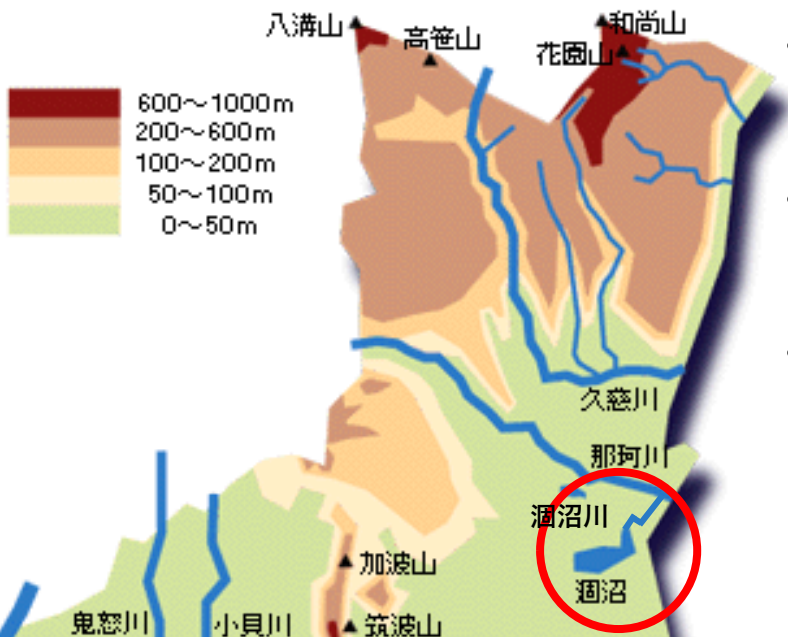
茨城県水産試験場内水面支場

本日の内容

- 1 涸沼におけるヤマトシジミ漁業
- 2 ヤマトシジミの調査について
- 3 ヤマトシジミの種苗生産について

1 涸沼におけるヤマトシジミ漁業

- ・ 涸沼、涸沼川で漁獲
- ・ 漁場は涸沼の湖岸沿いと涸沼川
- ・ 令和6年の生産量は960t（速報）で全国第3位（1位島根、2位青森）



涸沼・那珂川（≒涸沼川）における漁獲量

出典：農林水産統計 2

1 涸沼におけるヤマトシジミ漁業

○しじみかき漁

- ・ 第1種共同漁業権に基づく操業
- ・ カッターと呼ばれる爪のついた金属製のカゴに長竿をつけたものを使用
- ・ 船外機等の動力を用いない、人力のみによる手掻き操業で行われている



○H19年制定

- ・ 漁協の定める自主管理基準
(殻幅12mm以上、選別徹底等)
による漁獲物が対象



1人掻き



2人掻き (かぐらさん)
(12月10日～3月31日のみ) 3

2 ヤマトシジミの調査について

(1) 水質環境調査

大谷川沖定点で水温・塩分を連続観測（周年）

(2) シジミ分布状況調査（夏季・秋季）

- ①現存資源量調査　：採泥により成貝を中心としたシジミの現存資源量を把握（夏季）。
- ②稚貝発生状況調査：採泥により稚貝発生状況を把握（秋季）。
- ③稚貝追跡調査　　：稚貝発生後、月1回の採泥により資源動向を追跡。

(3) キチヌ胃内容物調査（周年）

シジミ食害の有無を調査するため、キチヌの胃内容物を確認。

(4) 漁獲物及び漁獲状況調査（周年）

- ①漁獲物調査　　：漁獲されたシジミの大きさ、成熟・産卵状況を調査。
- ②漁獲状況調査：漁獲日誌の依頼（国土交通省常陸河川事務所と共同実施）及び漁模様の聞き取り（周年）。

2 ヤマトシジミの調査について

○水質環境調査（令和7年）



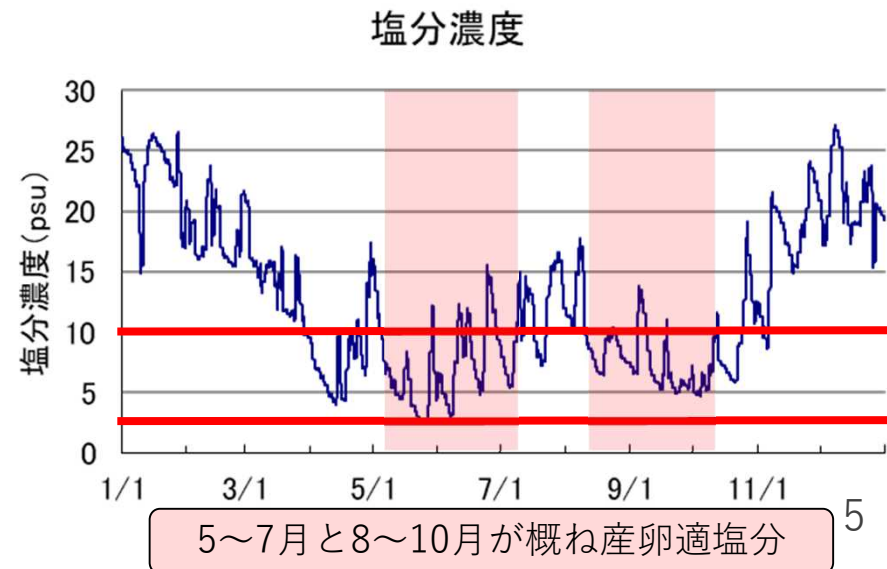
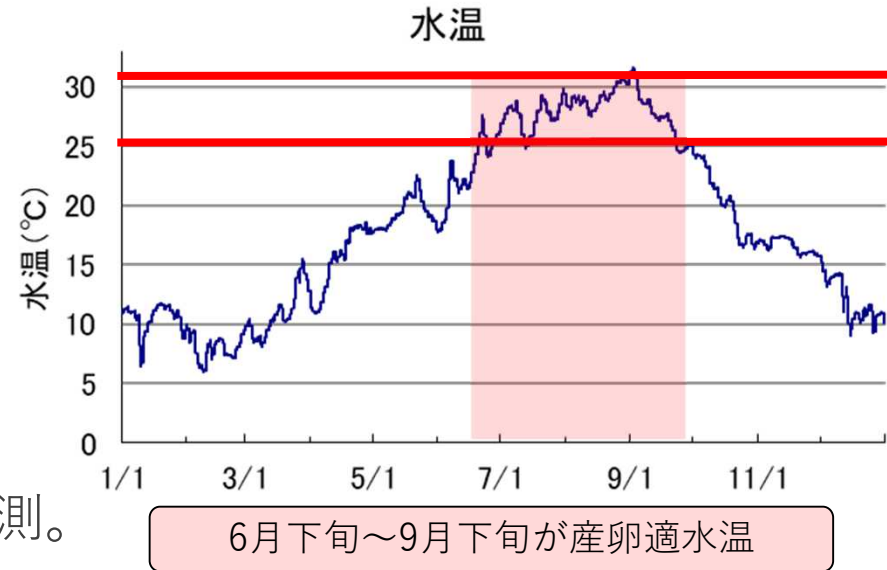
・水温は、
6月下旬～9月下旬に25°C以上の値を観測。

・塩分は、
5月上旬～7月上旬：概ね2.5～10psu
7月中旬～8月上旬：概ね10psu以上
8月中旬～10月上旬：概ね5～10psu

※ シジミの産卵条件

適水温：25°C～31°C（特に27°C～31°C）

適塩分：2.5～10psu



2 ヤマトシジミの調査について

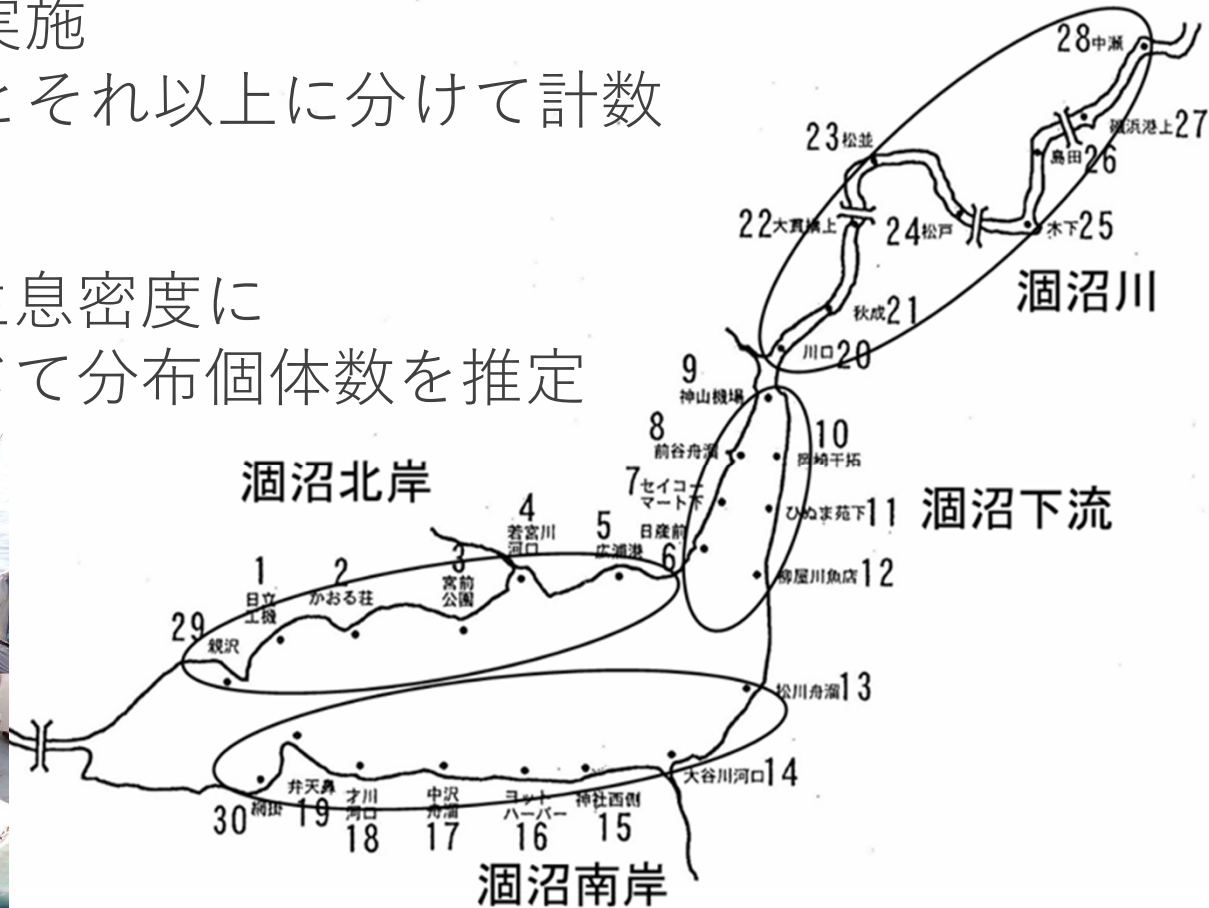
○現存資源量調査（漁協と共同で実施）

- ・ 夏季に採泥調査を実施
- ・ 漁獲サイズ※未満とそれ以上に分けて計数
- ※ 殻長約20mm

➔ 1 m²あたりの生息密度に
生息面積を乗じて分布個体数を推定



現存資源量調査の様子

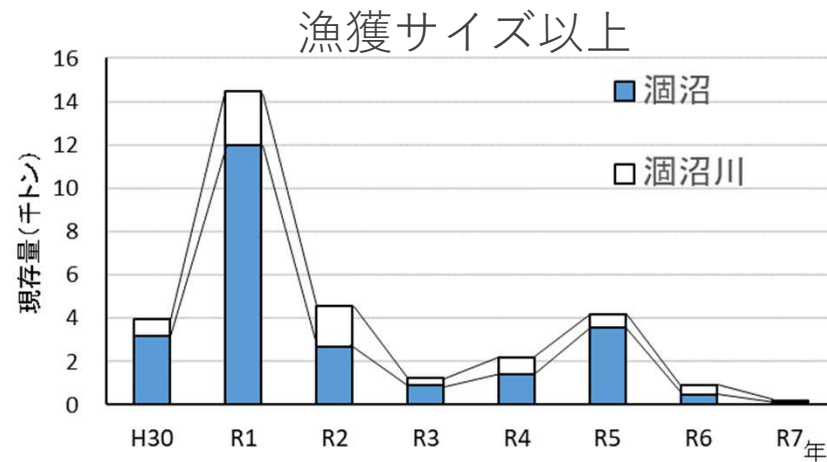
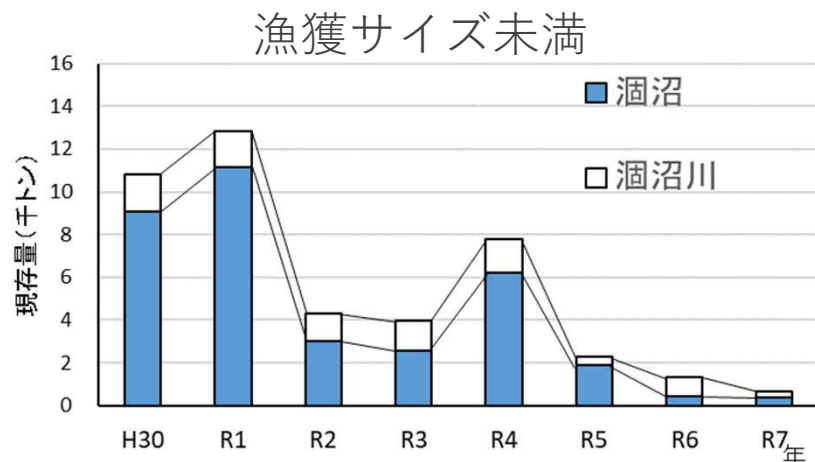


2 ヤマトシジミの調査について

○令和7年度の現存資源量調査結果（R7.8.27実施）

- 令和7年の推定現存資源量は、
漁獲サイズ※未満 : 647t
漁獲サイズ 以上 : 216t
※ 殻長約20mm

- 現存資源量はH30年～R1年に増加し、R1年に最大27,300t
- R6以降資源量は減少し、R7はさらに減少（863t）

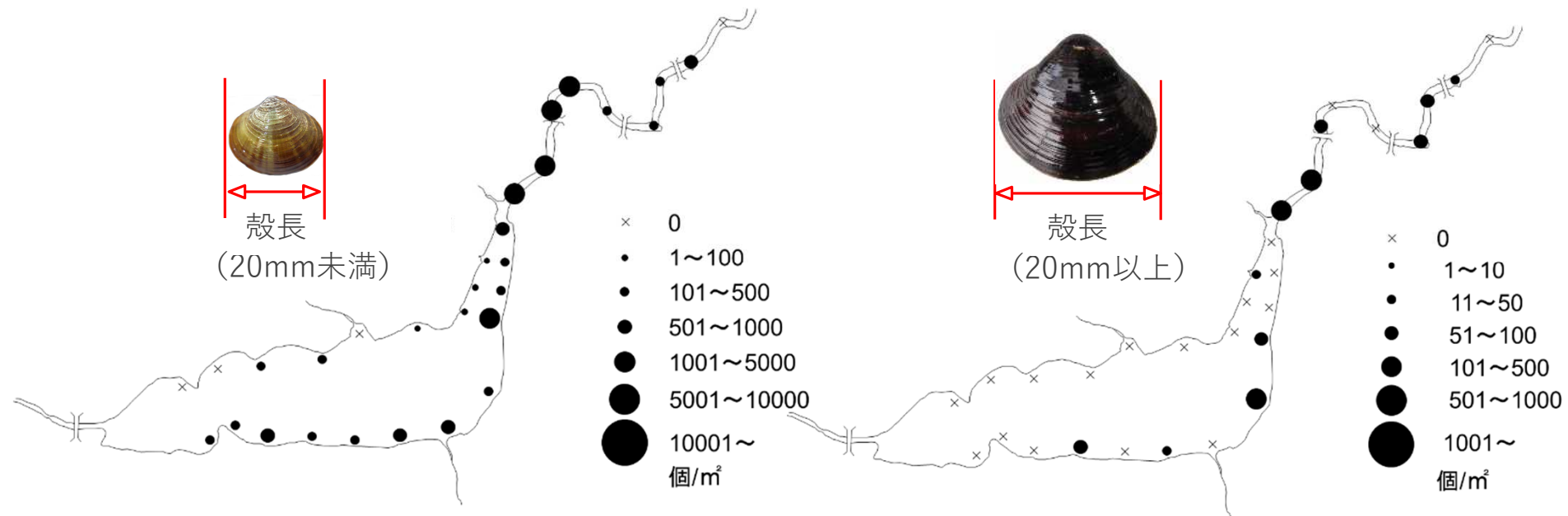


現存資源量の推移

2 ヤマトシジミの調査について

○令和7年度の現存資源量調査結果

令和7年の調査の結果、漁獲サイズ未満及びそれ以上とも、全体的に密度が低い



2 ヤマトシジミの調査について

○稚貝発生状況調査（漁協と共同で実施）

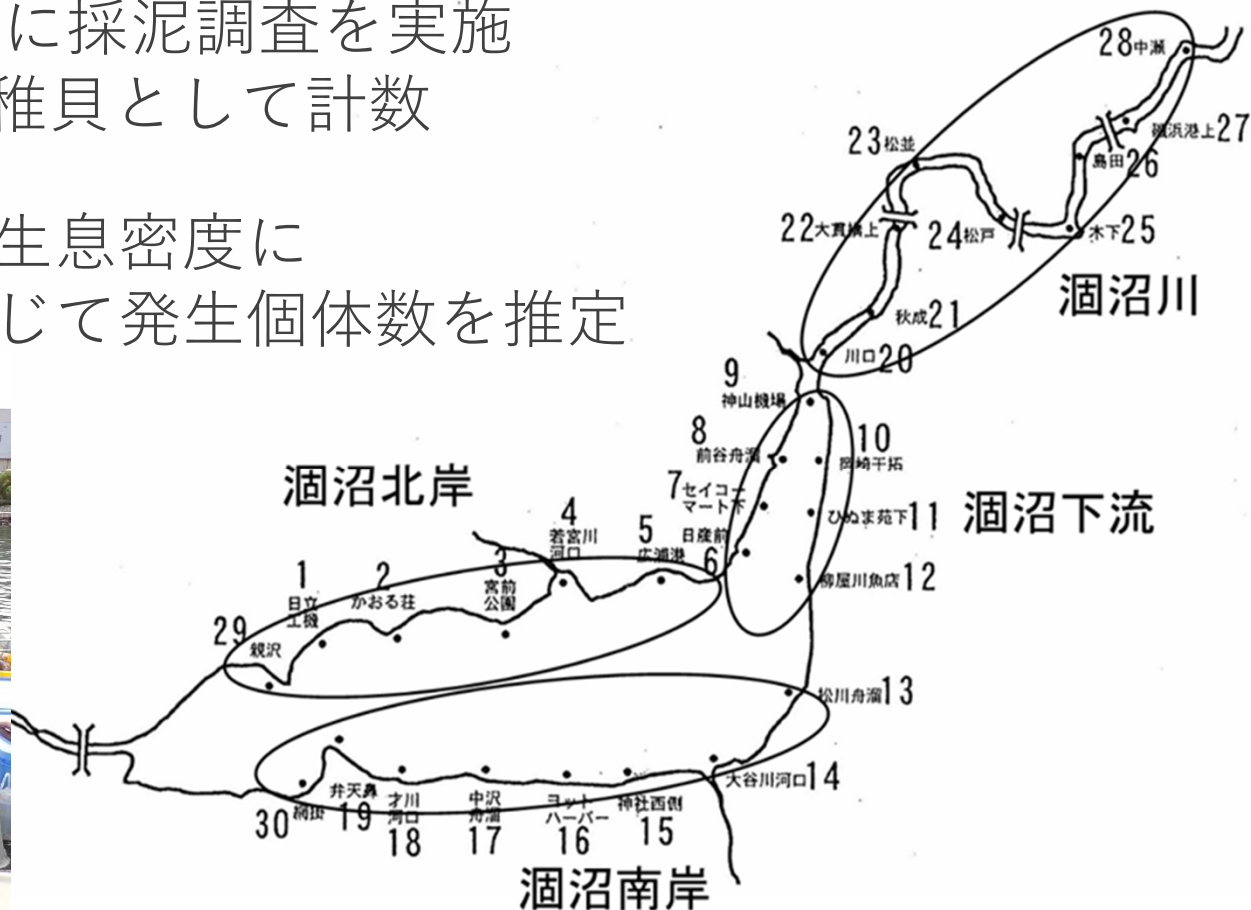
- ・ 毎年産卵後の秋季に採泥調査を実施
- ・ 殻長 6 mm未満を稚貝として計数



1 m²あたりの生息密度に
生息面積を乗じて発生個体数を推定



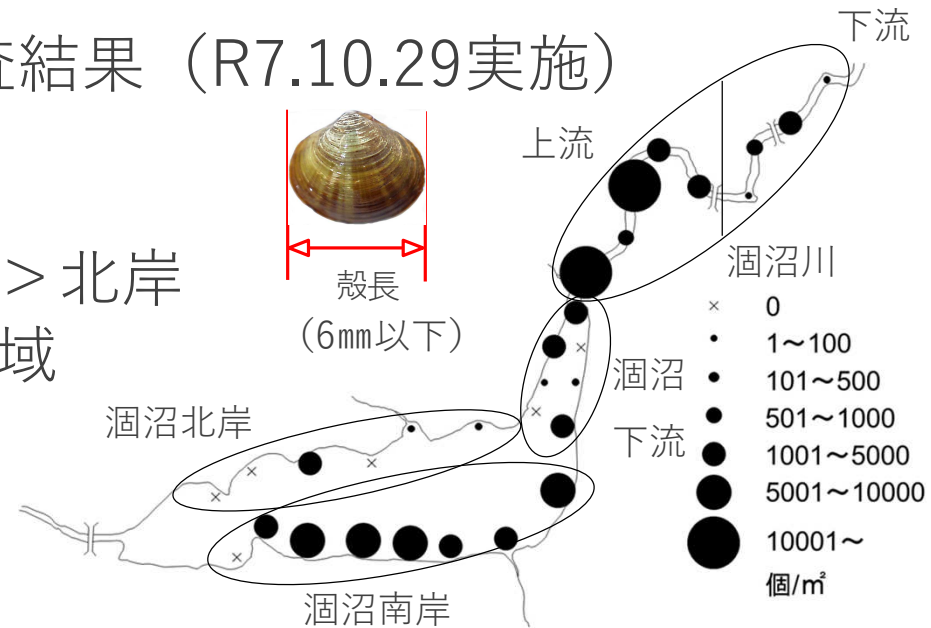
稚貝発生状況調査の様子



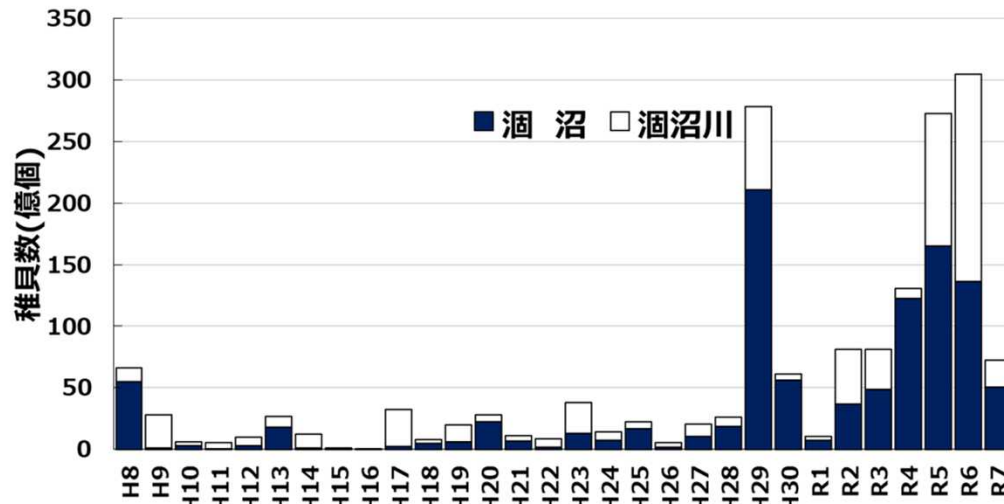
2 ヤマトシジミの調査について

○令和7年度の稚貝発生状況調査結果（R7.10.29実施）

- ・ 広範囲で稚貝が発生
→ 分布量は、潟沼では、南岸 > 北岸
潟沼川では、上流域 > 下流域
- ・ 発生量は約73億個
令和2、3年と同水準の発生



地点別稚貝発生量



稚貝発生量の推移

親資源が少ないものの、
産卵期の水温・塩分環境
が良く、それなりの発生
量があった可能性

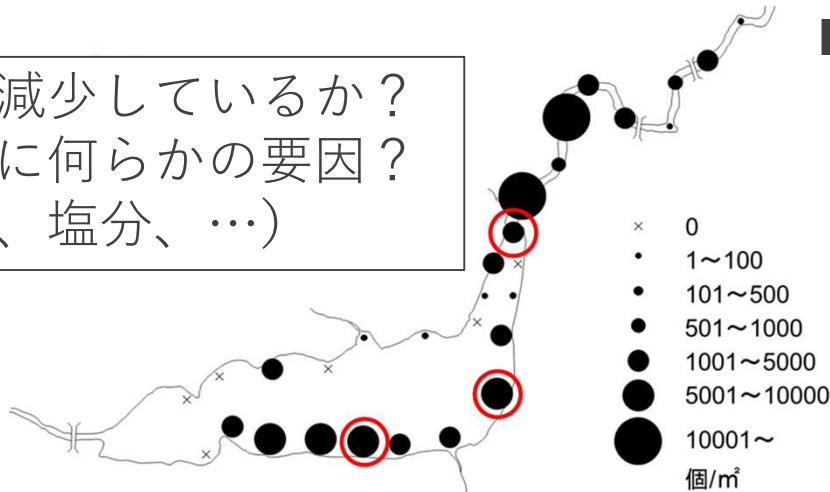
2 ヤマトシジミの調査について

○稚貝追跡調査 (R7.11～実施)

- ・ R5以降、大量に発生した稚貝が資源添加に至っていない
- ・ 稚貝発生後から翌年の8月までに、何らかの要因が資源に影響？

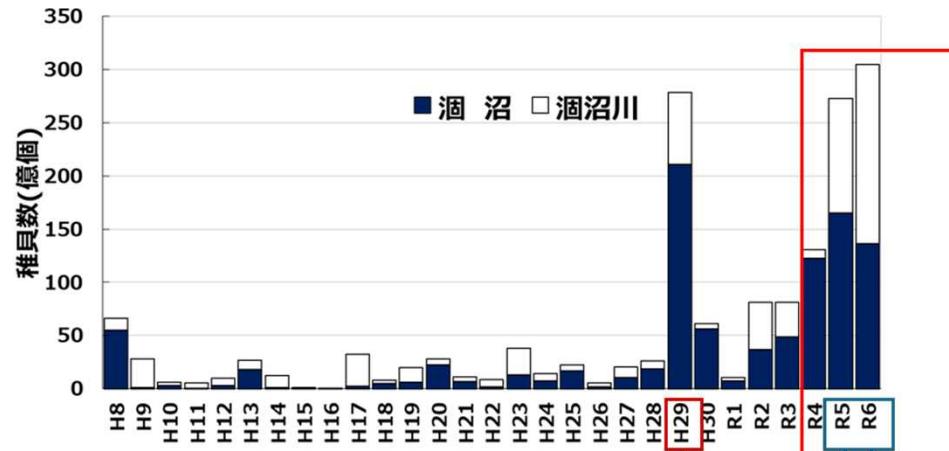
→R7.11以降、月1回の採泥により、稚貝着底後の追跡調査を実施中。

- ・ 何月に減少しているか？
 - その月に何らかの要因？ (水温、塩分、…)



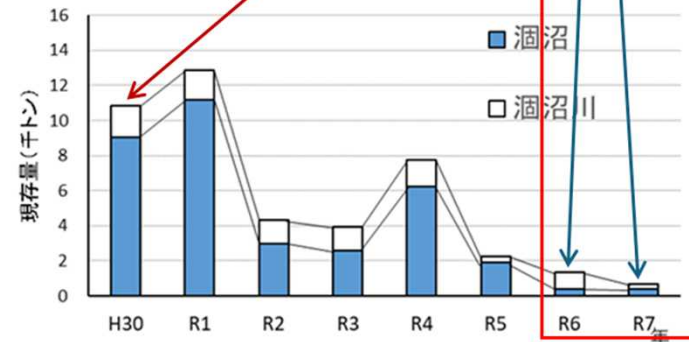
追跡調査実施地点 (赤丸)

■ 稚貝発生量



■ 現存量

(漁獲サイズ未満)



2 ヤマトシジミの調査について

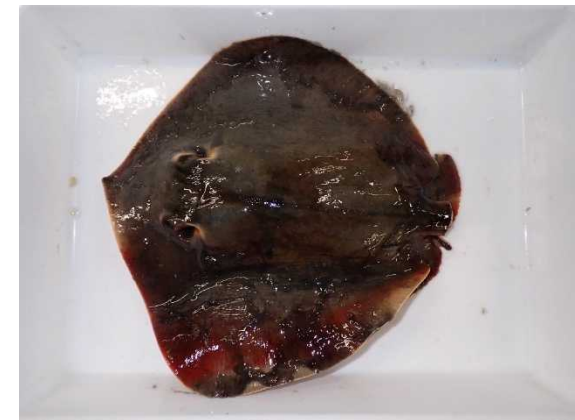
○キチヌ胃内容物調査（R7.6～実施）

- ・大湊沼漁協からの要望を受け、近年湊沼で増加しているキチヌ等によるヤマトシジミ食害の有無を調査した。

6/23測定キチヌ	全長cm	体長cm	重量g	漁法
1 雌	41.4	34.0	1,186.0	はえ縄
2 雌	37.9	30.8	1,029.7	
3 雌	33.5	26.9	665.3	
4 雌	39.0	32.8	993.6	
5 雌	37.9	30.8	877.5	



7/16測定キチヌ	全長cm	体長cm	重量g	漁法
1 雌	30.0	24.3	447.7	釣り
2 雌	28.7	23.2	533.8	
3 雌	28.8	23.1	420.0	



7/16測定アカエイ	体盤長cm	体盤幅cm	重量g	漁法
1 雄	23.6	26.4	—	はえ縄

2 ヤマトシジミの調査について

○キチヌ胃内容物調査（R7.6～実施）

- はえ縄で漁獲されたキチヌ、アカエイの胃内容物からは、消化物と思われる液体しか確認できなかった。
→漁獲までに時間がかかり、消化が進んだ？
- 釣りで漁獲されたキチヌの胃内容物を確認したところ、多数のシジミ稚貝（砕かれた破片）を確認。



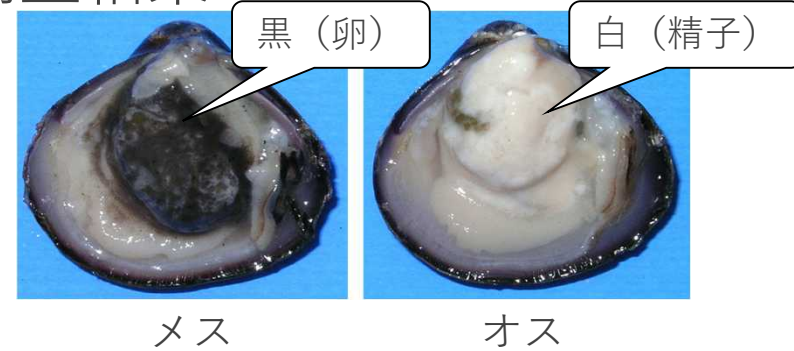
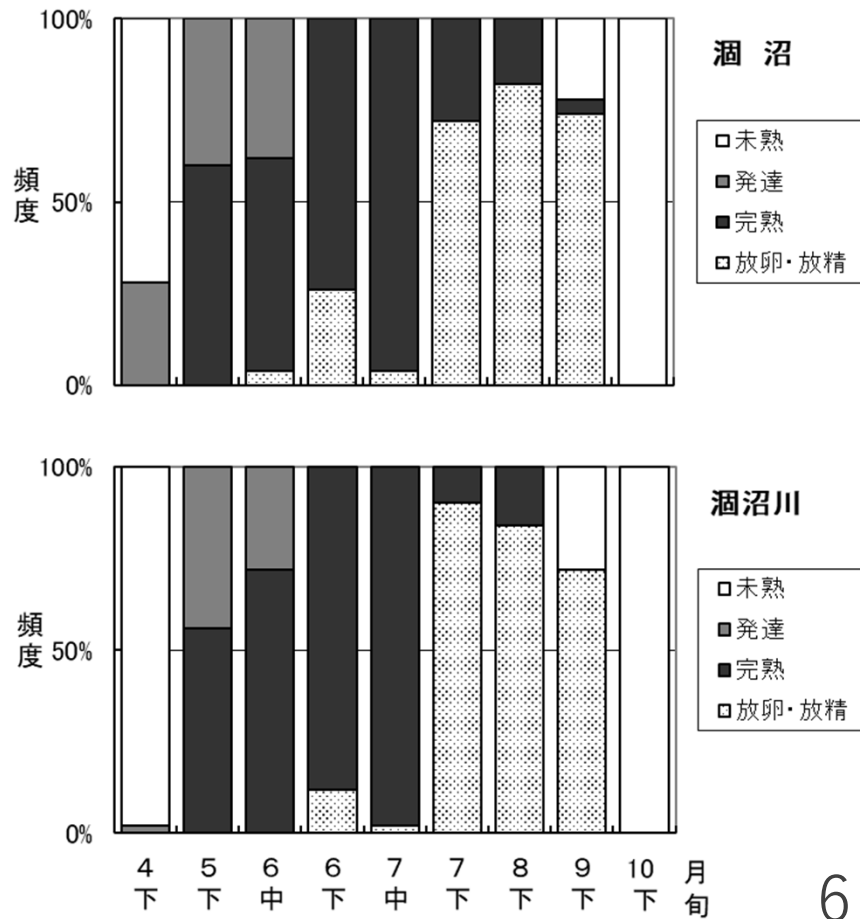
○捕食された貝は殻長5～9mm程度だった

→昨年生まれの稚貝が捕食され、シジミ資源に影響を与えている可能性。

⇒食性の季節変化や食害の程度を確認するため、引き続き調査を実施予定。13

2 ヤマトシジミの調査について

○令和7年度の漁獲物及び漁獲状況調査結果



- 5月下旬に完熟個体を確認、この時点で50%以上が完熟
- 6月中旬から放卵・放精後の個体がわずかにみられた
- 7月下旬に50%以上が放卵・放精



6月下旬～7月下旬が産卵盛期と推察

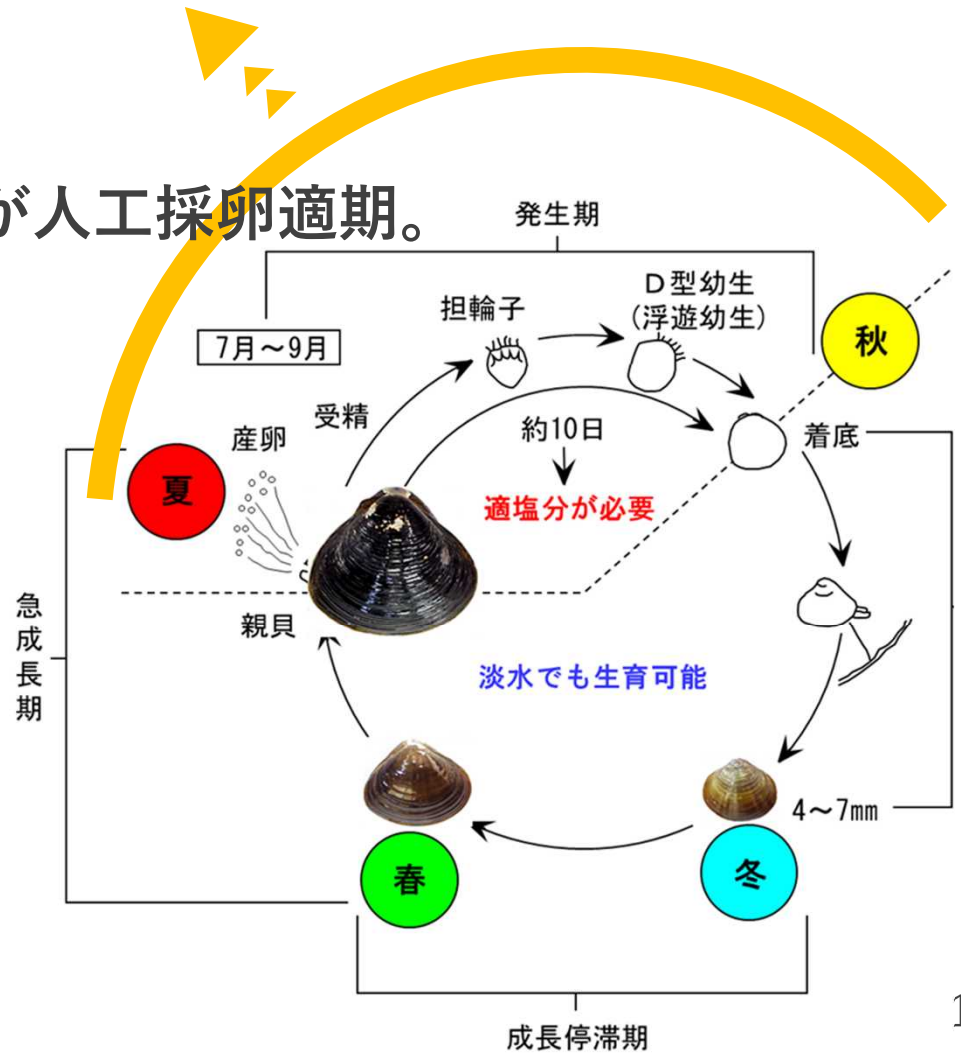
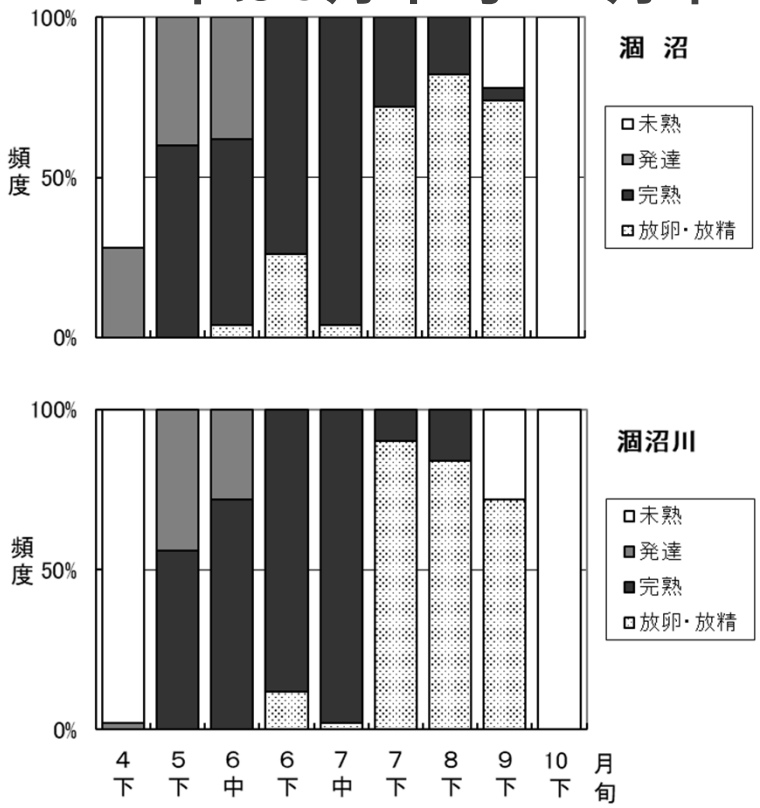
操業日誌のデータは年度末に取りまとめ（国交省）

3 ヤマトシジミの種苗生産について

◆ ヤマトシジミ資源の底支えを目的に種苗生産を実施！
 → 自然界で減耗率の高い『受精～着底稚貝』を守る！

◆ 良質な種苗を得るために、
 親貝の成熟状況を確認。

→ R7年は5月下旬～7月中旬が人工採卵適期。



令和7年度のヤマトシジミの人工採卵

◆ 人工採卵のポイントは3点！

- ① 親貝の状況：放精および放卵できる成熟状況か確認。
- ② 水温：25～31℃で産卵する。
- ③ 塩分：0.25～1.0%の塩分で産卵する。

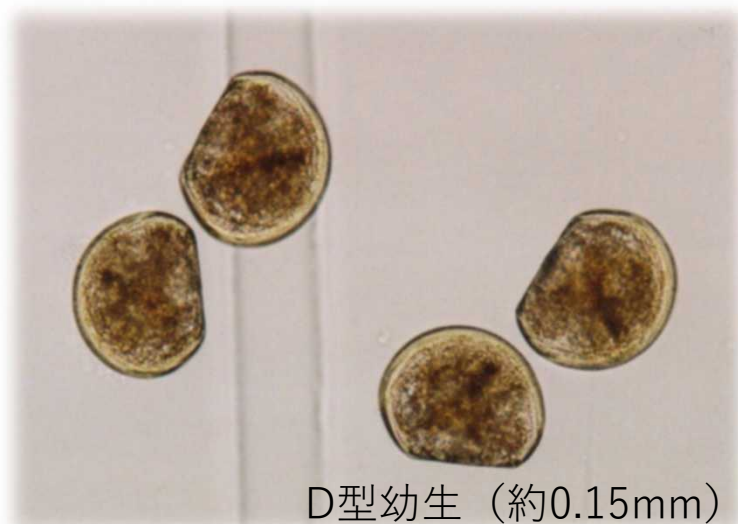
R7年度の状況

高水温

高塩分

◆ 令和7年度の人工採卵状況

- ・ 5月下旬から完熟個体の出現を確認。
- ・ 下石崎施設では6月19、23日に、中石崎施設では6月21、28日に人工採卵実施。



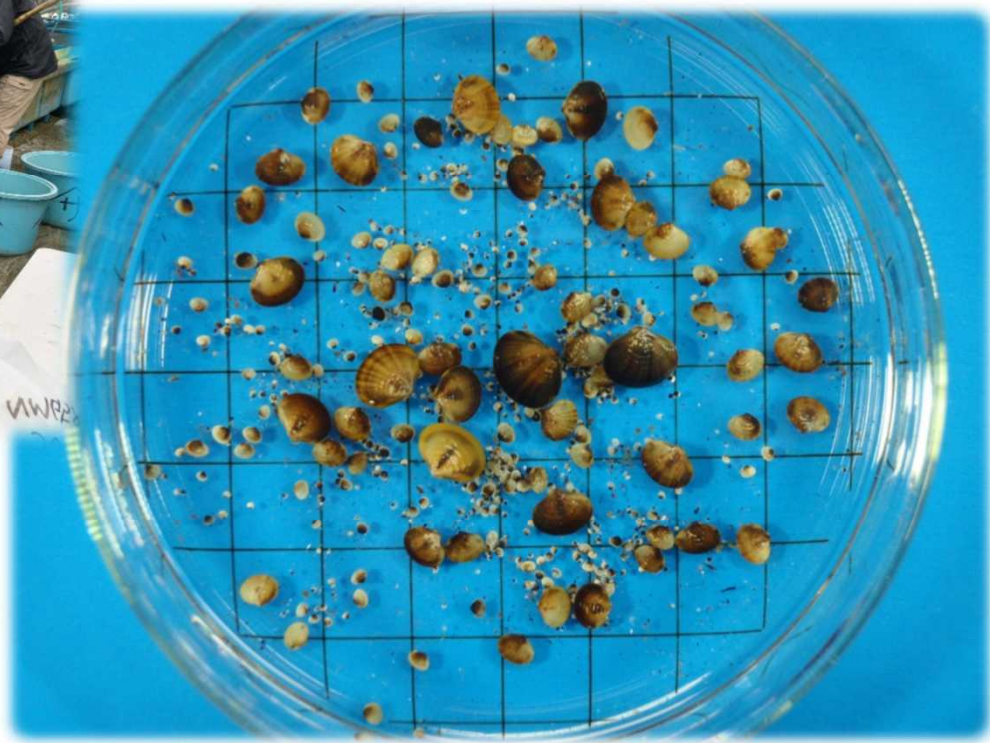
D型幼生 (約0.15mm)

浮遊幼生が発生し、約7～10日間で着底を確認
→ 涸沼の湖水で稚貝育成。

令和7年度のヤマトシジミの稚貝放流に向けて

◆ 令和7年度の稚貝育成状況

- 人工採卵から約4ヶ月経過した10月14日に稚貝を計数。
→ **約12百万個の稚貝**を確認し、10月22日に適地へ放流。



まとめ

○漁獲の現状

- ・ 漁獲量はH29以降1,000～1,500tで推移。
→R6は960t（速報）、R7はさらに減少する見込み。

○水産試験場の調査結果

- ・ R7年6月下旬～7月下旬は、産卵適水温・適塩分が継続した。
親貝の成熟状況から、産卵は例年より早い時期に行われたと推察。
- ・ R6以降現存量が減少し、R7はさらに減少（863t）。
- ・ R7稚貝発生量は約73億個と、R2、R3と同水準だが、R5以降は大量に発生した稚貝が資源添加に至っていない。
- ・ キチヌ胃内容物から稚貝が多数確認 → 食害による資源への影響の懸念。

○今後の対応

- ・ 引き続き資源調査を実施し、資源動向を把握する。
- ・ 稚貝発生後の減耗要因把握のため、採泥による追跡調査を実施するほか、キチヌによる食害の程度や夏季の高水温の影響などをモニタリング。
- ・ 併せて、漁協が行う種苗生産への指導を継続し、資源の底支えを行う。

A wide, calm body of water, likely a river or lake, stretches across the middle ground. In the foreground, there is a dense field of tall, green reeds. To the left, a cluster of thin, vertical wooden poles stands in the water. The far bank is lined with trees and some buildings. The sky is a clear, light blue with a few wispy clouds. The overall scene is peaceful and natural.

ありがとうございました